

平成26年予算審査特別委員会第1日目

平成26年3月10日(月)

出席委員(9名)

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 敏 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	

欠席委員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	会計管理者 矢作 めぐみ
総務課長 高橋 剛	総務課財政管財班長 小野 芳喜
まちづくり課長 中山 進	代表監査委員 林 恭司
税務福祉課長 高橋 明彦	監査事務局長 沼澤 繁夫
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教 育 長 齊藤 涉
地域整備課長 矢野 正	教 育 次 長 伊藤 幸一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 沼澤 繁夫	主 任 大場 由美子
--------------	------------

本日の会議に付した事件

- 議案第25号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
- 議案第26号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第27号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第28号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第29号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第30号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第31号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

午後1時53分 開会

委員長 ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しております。ただいまから平成26年度予算審査特別委員会を開きます。

直ちに委員会を開会します。

ただいま平成26年度一般会計外6特別会計の予算審査特別委員会の委員長に選任されました野尻でございます。精いっぱい努めさせていただきますが、進行上不行き届きの点など多々あるかもしれませんが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、ここで審査方法についてお諮りします。一般会計は歳入予算を一括し、歳出については各款ごとに審査していただくこと、特別会計は会計ごとに審査する方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、ただいま申し上げました方法で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議案第25号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第26号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第27号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第28号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第29号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第30号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第31号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 議案第25号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第26号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第27号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第28号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第29号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第30号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第31号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算。以上7会計審査を行います。

最初に議案第25号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出予算を審査します。一般会計歳入について読み上げ説明をお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 本日の審査はここまでとします。明日11日は午前10時より開会しますので、9時45分まで参集ください。

これにて散会といたします。ご苦労さまです。

午後 2 時 0 5 分 散会

平成26年予算審査特別委員会第2日目

平成26年3月11日(火)

出席委員(8名)

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 敏 太
5番 大場 清之	9番 加藤 憲彦

欠席委員(1名)

4番 佐藤 広幸

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	総務課財政管財班長 小野 芳喜
総務課長 高橋 剛	代表監査委員 林 恭司
まちづくり課長 中山 進	監査事務局長 沼澤 繁夫
税務福祉課長 高橋 明彦	農業委員会会長 加藤 勝義
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教 育 長 齊藤 涉
地域整備課長 矢野 正	教 育 次 長 伊藤 幸一
会計管理者 矢作 めぐみ	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 沼澤 繁夫 主 任 大場 由美子

本日の会議に付した事件

- 議案第25号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
- 議案第26号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第27号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第28号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第29号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第30号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第31号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

午前10時01分 再開

委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の予算審査特別委員会を再開いたします。

議案第25号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

委員長 これより、一般会計歳入質疑に入ります。なお、質疑につきましては、ページ、款、項、目を明言され、できるだけ簡潔にお願いいたします。

何かありませんか。

8番 20ページですけれども、1目の総務費国庫補助金の中に、社会保障・税番号制度導入事業補助金というのがありますけれども、この事業の内容についてお伺いします。

総務課長 歳入のほうで、国のほうからの800万円の予算を見ておりますけれども、これは税制改正といたしますか、その中の一環といたしまして、平成25年の5月にマイナンバー制度に関する関連法案が国会で成立いたしましたして、そして平成28年の1月から番号利用者が開始されるということになるわけでありまして、これも国会のほうでも随分議論された経過、委員の皆様もご承知しているのかなと思いますけれども、国民総背番号制といたしますか、住民に登録された段階で一人一人に対して番号がつくといたしますか、そして社会保障分野でありますとか税関係とか、また災害時等でもその番号等を入力すると、その個人の情報等がすぐわかると、そういった感じで、これから2年ないし3年かけてこの制度を導入するために、市町村のほうでもいろいろ作業の準備に入らなければならないということで、それに対する国からの補助金というふうになっております。

当然、日本では全く新しい導入になるわけでありまして、世界的に見ますと、主要国のほうではほとんどこの番号制度を導入しているようでありまして、ヨーロッパ、アメリカ、あとお隣の韓国、またシンガポール等におきましても、既にこういった番号制度を導入しております、今の情報ですと個人番号の数値でなるわけでありまして、見ましたらアメリカのほうで個人番号9桁の数字になっていて、一番多いところでフランスのほうの総背番号制度を見ますと15桁となっております、大体12～13桁の番号がそれぞれ個人につくような感じになっているようでありまして、日本のほうでは、12桁の数字を予定しているようでありまして、私たちが普通に使っています携帯番号が11桁ですので、1つ番号がふえる、その番号が総背番号制ということで全国民に対してつきまして、それを表示することによってその人の持っている情報が瞬時にわかる。就職、離職また年金、医療全てがそのカードで対応できるというふうになりますので、守秘義務とか、またプライバシーの問題とかいろいろあると思いますけれども、そちらの法整備等を含めまして28年の1月から使用できる、そのための今回初めての予算

計上でありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

8番 そうしますと、国民番号制によいよ取りかかるということだと思ひんのですけれども、今の総務課長の答弁ですと、28年4月といいますと2年後、これはまず実施が確定ということだというふうに思ひます。前もってというか、その前段での準備期間の作業というのはどういうものがあるのでしょうか。

総務課長 当然、窓口はそれぞれの市町村から始まるわけですが、あとこの制度そのものに対する周知期間といいますか、まだ町のほうでも一切広報等とか、この制度について説明はしておりませんので、今回予算も計上させていただいておりますし、町民の関心も非常に高いものがあると思ひますので、所管するのは総務省になっておりますけれども、また新年度になりますと具体的に情報を少しずつ町民の皆さんにも示しながら、この制度がスムーズに導入されるようにしていかなければならないと思ひますので、今ネット上でも、情報が漏れたらどうするとか、なりすまし対策どうするとか、いろいろなものがありますので、そういったことも含めて県等の指導を受けながら、町民の皆さんにもその都度この制度の趣旨とか、あとは協力に対して理解を進めていくというのが町としての仕事になると思ひますし、あとこれはシステム関係のほうにこれから入りますので、これは総務省、県の指導を受けながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご協力のほうもひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 固定資産税についてお聞きしたいというふうに思ひます。

固定資産税については、当然この移動があるわけでありますので、登記なっている分については法務局等に行って確認して課税というふうな形にしているのかなというふうに思ひますが、要するに未登記の場合ですと、当然その中では、建物であればもしかしたら解体されてない場合等もあるわけであります。さらには、逆につくっても登記がされていない場合はわからないというふうなケースもあろうかというふうに思ひますが、このような把握についてどのように行っているのか。

税務福祉課長 固定資産税につきましては、ご承知のように1月1日現在で課税客体を把握することになっております。したがいまして、登記なっているものについての課税客体の把握ですから、未登記のものについて1月1日現在で未登記であれば、それについての把握はないと。それから、例えば家の解体とか最近ありますけれども、それにつきましても滅失届け等を出していただいて、今までの例えば家屋の課税客体から外すという処理をしていますので、1月1日時点でその滅失届けが出されなければ、それはそのまま課税客体として把握させていただくこととなります。

2番 質問がうまく伝わっていないような感じがしますが、未登記部分についての把握、これはどう行っているのかというふうなところを聞きたいのでした。その逆を言うと、登記し

なくて未登記であれば課税対象外というふうなことで理解していいんですか。

税務福祉課長 1月1日時点の課税客体の把握になりますので、その時点で未登記であれば課税客体からは除外されるというふうに解釈して何ら差し支えないと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

1番 同じ項目の関連のような形になりますけれども、今、空き家対策問題でいろいろ協議している内容があるかと思えます。その中で、例えばひとり暮らしの家庭の人が亡くなってしまって、今は未登記という方がありますけれども、登記されてその方から固定資産税をいただいていると、ところが死亡で身内が近くに、要するに家族がいなくなった場合に、どこまでさかのぼって調査して課税対象者を調査するというような形をとられているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

税務福祉課長 例えば、現在住んでいる方が亡くなられて、要するに納税義務者が把握できないかどうかの判断になると思います。それから、相続人がどの辺までということで調査も行います。相続人も見当たらない、それから相続人もいらっしゃるけれども、刑事訴訟法の郵便送達の格好で、内容証明つきでその相続人に当たられる方に郵便送達を行います。ただ、行き当たり不明ということで返ってくる場合がございます。そういう場合は、これも刑事訴訟法上の話ですけれども、公示送達、掲示板に何の誰それということで掲示をして、それでもできない場合については不納欠損処分に至る手続をさせていただくようになっています。したがって、大体相続人はどの辺までということでそれぞれ把握をさせていただいて、郵便送達で行って、郵便が返ってくれば公示送達で公表をして、その中でも見当たらない場合については不納欠損処分に至ることがあります。以上です。

1番 今回、沖の原でちょっと亡くなられた方がおまして、そこの家屋を利用させていただくかなという形の中で話をした経過があったものだから質問させていただきました。実は、福島県の被災地のほうから新庄に来られている方が、ぜひ舟形町で農業経営を展開していきたいというふうな要望がありまして、話をしたところです。ところが、やっぱり家族のほうで地方に点在していて、今地元にいる親戚の方も連絡がとれないというふうな形で、税務のほうでどういうふうな形でそれを調査するのかというふうな形が聞きたかったわけです。それと、今現在、課税する義務のある家屋、要するに空き家になっていて不納欠損処理しなければいけないような家屋が何件ほどあるのかお伺いしたいと思います。

税務福祉課長 空き家の数については、私どものほうでは把握していませんので、空き家対策をやっているまちづくり課のお話になるかなと、わかる範囲ですけれども。ただ、空き家になっているものについて不納欠損処分をする、しないにつきましては、前段の作業としまして、先ほども言いましたように考えられる相続人に郵便送達をする。それから、郵便送達をしても、その考えられる相続人に行かないで戻ってきた場合もあります。そういう場合については公示

送達をして不納欠損処分というふうになるわけですが、個々具体的な事例を見ないと、今の段階で不納欠損処分は何件ほどということについては、現段階では把握していません。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 固定資産税の課税対象の中で、未登記部分については課税はしていないというふうな課長の話であります。大概家をつくった場合、借り入れ等があれば登記をして抵当権設定というふうな感じはありますけれども、これが全て自己資金でつくった場合、ややもすれば登記していないというふうな建物はたくさんあるはずであります。そうしますと、未登記、登記していない場合については固定資産税の対象外になる、外れるというふうな理解で聞いてよろしいんですか。

税務福祉課長 建物につきましては、それぞれ登記、未登記、当然ございますけれども、いろいろ税務の中でも、こういう建物が建っているのではないかみたいな情報収集も努めています。その中で、現地で確認をして、新たに建ったものであればそれなりの評価をして、課税客体として把握する場合もございます。

2番 課長の答弁、把握する場合もあるということは、完全にはやっていないというふうな感じにとれるんですが、その裏を返せば、これまで固定資産税を払っていた建物をなくしたと、この建物が未登記であったというふうな場合は、逆にずっと固定資産税の対象として課税されていくというふうな形になるのですか。要するに私が聞いているのは、そういうふうな把握をどういうふうにしているんですかというふうなところを聞きたかったのです。

税務福祉課長 お金の借り入れをして、それもその登記する際に指導があつて、そういうことで登記をかける場合もありますし、自己資金で建てた場合については、借り入れ先からの登記ということはないように伺っていますけれども、ただ、先ほども申しましたように、いろいろな場面での各町内の人方に聞いて、その中で新たに小屋等不動産が建ったものについての把握に努めていますので、そういう把握の仕方でも、もしかしたら漏れがあるかもしれませんが、そういう場合については把握を努力しているという意味でお話ししたところです。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番 16ページの使用料についてお伺いします。

使用料について、前年に対して減額になっておりますけれども、きのう条例改正で、町の生涯学習センターはじめ小学校跡地の交流センター、農村環境改善センター、いろいろな絡みで使用料の消費税3%分のアップというのは使用料改正になりましたけれども、それと比べてみますと、この使用料の減額というのは整合性がとれないのかなと思っております。

それから、もう1点、駅前観光情報センター、ことしから開所となりますけれども、使用料が発生するのかどうか、その辺お伺いします。

総務課長 きのうもちょっとお話しさせていただきましたけれども、消費税等が5%から8%、

3%ほど上がるわけでありませけれども、その分の影響等について昨日も質問があったわけでありませけれども、町内の利用者等につきましては、ほとんど減免の対象とさせていただいておりますので、町外、主に新庄市の市民の方だと思ひませけれども、そういった方、限られた方の使用しかありませないので、そこから入ってくる使用料等につきましてはほとんど影響がないというふうにきのうは答弁させていただきませしたので、そういった意味では、ここに出ています使用料等につきましては、施設等の使用につきましてはほとんど同じような数値を上げさせていただいております。ただ、ここで金額が一番大きいのが町営バス等がありませけれども、全体で見ますと60万2,000円の減額になっておりますけれども、施設等については余り影響がないのではないかなと思ひます。消費税等の分で、その分はさらに使用料について上乘せをしておりませないので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

7番 生涯学習センターの使用料は、今予算では40万円というふうな計上になっているんですけども、24年度の実績、決算を見ますと45万ながしの決算額になっております。そんな関係上、見込みと思ひませけれども、予算の計上の仕方がちょっと甘いのではないかと。現実にあった予算の計上があつていいのかなという感じがしますので、その辺の答弁。

まちづくり課長 決算ベースでは45万ながしの金額が入っていると思ひますが、それは毎年使用によって発生するものでありますので、その辺については予算割れがないように、一応大丈夫だろうというふうな金額でここには40万円を上げております。ここについては、舟和会で使っていたら遊楽館関係の暖房照明代、そういったものとかを、失礼しました、一般的に使う暖房照明、そういったものをここに計上してありますけれども、体育館等も、昨年全面的な電気料の使用料ではちょっとまずいというようなことで4分割をさせていただいている点もあります。そういったことで、使用の実績を確実なところで40万円というふうに一応見込んでいます。

それから、町営バス、斎場関係は私どものほうの担当になりますが、きのうの議案でも上げていませけれども、そちらについては今回消費税アップ分というふうなことについては、バスは全線200円というふうなことでやっていますので、この辺については見送りさせていただきました。それから、斎場の使用料についても大蔵のほうと協議をしまして、大規模改修並びに10%のときにまた再度協議をしてはどうかというふうなことで、今回は大蔵さんの意向もありまして、1万円の使用料は消費税関係は見送るというふうなことになりましたので、そういったことで今回同じような金額を計上させていただいているというふうなことで、ご理解をいただきたいというふうに思ひます。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 叶内委員の質問の中に、舟形駅観光物産センターめがみの使用料はということなんですが、全協でも説明させていただいたとおり、舟形駅改築しまして、それに伴ひまして今まで舟形駅の機能ではなかつた観光情報館や、あるいは物販、あるいは軽

食、あるいは地域活性化のいろいろな取り組みというものについての業務が発生してきます。この業務につきましても、本来ですと町で担当するというふうなことなのですが、この業務について、緊急雇用創出事業によりまして商工会さんのほうにお願いして、その業務を担ってもらおうというふうなことで考えております。そんな関係上、こちらのほうからお願いするというふうな考え方があることから、使用料については発生しないというふうな考えでおります。

あと、もう一つなのですが、使用料につきましてもなんですが、温泉テニスコート、これが去年より10万円安くなっております。この65万円の数字につきましても、今年度の使用料の決算が63万6,000円ほどで決算になる見込みというふうなことの数字でありましたので、ここで10万円減額して計上させていただいたというふうなことになります。以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 先ほど1番委員からありました、所有権を確定させるためにどこまで追跡調査をしているんだとありましたけれども、そのあたりを私からもう一度お聞きしたいと思います。

空き家等でその所有者を確定させるために、どのような方法でどのあたりまでの追跡調査をしているのか、それをお伺いします。

税務福祉課長 個々具体的な例はちょっとあれですけども、法定相続人、要するに直下する直系親族等についての戸籍で把握をして、その中で住所を把握して調査を行ったりしています。ただ、外国人の場合もあつたりしますので、いわゆる配偶者とその辺についても住基の移動の中で把握をして郵便送達を繰り返したり、それから郵便送達ができないものについては公示送達ということになります。

3番 そうしますと、町でできる相続関係を調べて、後は公示送達なり郵便送達だけを、それで済んでいると、済ませているということなんでしょうか。

税務福祉課長 済ませているというよりも、要するにそういう事務処理を行いまして、相手方不存在もしくは相手方に行き届かないということの事例があれば、地方税法の規定に基づきまして不納欠損処分に至る手続をさせていただいているところです。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 固定資産税のことですけども、先ほど課長の答弁では、未登記部分については固定資産税対象から外れるものがあるというふうな回答でありましたが、これでいいのかどうか町長のほうからお聞きしたいと思います。

町長 先ほど高橋課長が申し上げた、そういうケースもあるのかなと思いますけれども、未登記の場合でも課税する物件というふうなものは、全然ないとは言えないだろうというふうに思いますけれども、その辺私も細かく実態を把握していませんので、正確な答弁になるかちょっとわかりませんが、その辺もう少し調査しながら対応してみたいというふうに思います。

2番 このことが町民に知れた場合、非常に町にとっては困るのではないのかなというふうな感

じがします。町としては、当然行政上は未登記だろうが登記されているものであろうが、やはり課税していくというのが本来だというふうに考えるわけであります。正直担当者のほうではきちんとやっているかと思えます。そういったところで、昼からでも結構なので、もう少し現況というものを把握して答弁をお願いしたいというふうに思います。

町長 その辺、担当者段階でも勉強しているのであろうというふうに思いますので、課長ともお話ししながら、担当者ともどういう現況であるかちょっと調査してみたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

8番 26ページの上段ですけれども、不動産売払収入470万円ほど計上しております。宅地売払収入ということですが、ことしというか計画している部分があったらお聞きしたいと思います。

総務課長 この予算の470万円でありますけれども、これは内山の宅地と、それから旧舟形小学校の宅地、まだあそこは2区画売れ残っておりますので、その分を対象にしておりますけれども、全てが売れるというのはなかなかちょっと、チラシ等の配布とか、またはホームページ等ですと周知はしているわけでありまして、なかなか全部1回で売れるとは限りませんので、とりあえずまず2区画分を頑張ってことしは売却に向けて取り組んでいきたいということで、470万円を計上させていただきました。

8番 まず、意欲はわかるんですけれども、前年度も売り残りといいますか、計上の実績がなく減額補正をしたわけです。そんなことで、ある程度予算計上する場合は過大計上になっていないのかなというふうに思うわけです。売れたら売れたで、それは補正で組めばいいのであって、当初はまずやっぱり予定がないのであれば、存目程度の予算でいいのかなというふうに思うんですけれども、予算措置の仕方といいますか、こういうふうにしななければならないようになっているのか、その辺のことをもう少しお願いします。

総務課長 いろいろな考え方があると思いますけれども、やっぱり土地につきましては、ちょっと物件の金額も高価になりますし、初めから、今存目という話がありましたけれども、そうしますと担当のほうでもちょっと気の緩みというのが出てきますし、また1年間かけての予算でありますので、そういった目標の数値も必要ではないかなと思います。内山につきましても、前日お話ししましたが、町関係者の方が1人、今県外に住まれている方ですが、1区画購入されたということもちょっとありますので、どうしても2区間、時間がどんどんたばたつほど、なかなか売却のほうも難しくなっておりますので、そういった意味でこの金額を1年間かけて達成するというので、そういった担当者の決意といいますか、そういうことをしませんが歳入等もきちんと予算化できませんので、何とか2区画売却できるように、総務課全力を挙げて、また担当課協力して頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしく

お願いいたします。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 私からは、地方交付税というのでちょっとお聞きしたいんです。3,000万円ほど減になっていますけれども、逆に昨年は何がふえて何が減ったのか、まずわかる範囲で結構です、大きなものだけで結構ですから、それをお願いします。

総務課長 地方交付税につきましては、舟形町の財政の半分近くを占める大きな財源になっているわけでありまして、これは当然の国のほうから配分になってまいります。消費税とか所得税とかたばこ消費税とか、国税の割合に応じまして県または市町村に配分になってくるわけです。一部東京等は不交付団体でありますけれども、そういった意味では国の見通しと申しますか、国のほうでも地方財政計画に基づきまして、一年度の大体歳入関係を見通すわけでありまして、その段階で国のほうで地方交付税の予算化をするわけでありまして、その予算の計上が若干削減しておりますので、そういった意味で国、県の指導に基づきまして、とりあえず3,000万円ぐらい減額を見積もっているわけでありまして、やっぱり地方交付税は一般財源になりますので、初めから過大に見積もりますと財政事情に非常に支障を来しますので、まず国、県等の指導に基づきながら、昨年度に対しまして3,000万円の減額というふうにさせていただきましたので、よろしくお聞きしたいと思います。

9番 私からの質問は、交付税の3,000万円というのはこれはわかるんです。例えば、きょうは3・11で、この3年間で国からのこの交付税の中にも、いろいろな大きい災害の手当てが3年間の中であつたと思うんです。今、私が聞きたいのは、大きな変化はないのかなということです。これが減ったとか、これがふえたとか、それをちょっと確認したくて今質問したのでした。

総務課長 特に大きい変動等はないと思っておりますけれども、24年度の決算でありますけれども、そのときに、以前話したかわかりませんが、地方交付税の中に災害の復興特別交付金ということで389万円、それが特別交付税の中にプラスになった経過がありますけれども、特に大幅にふえたとか、そういうのはないのかなと思います。ただ、地方交付税の算定の仕方、町税がふえますと当然決算上その分だけ交付税が削減になりますので、舟形町には大きい製造会社がありますので、そういった意味で業績が回復しまして税等が伸びますと、その分地方交付税のほうで削減になるというのもご理解していただきたいと思っております。

町長 この3,000万円の減額は普通交付税の減額です、予算計上している段階で。特別交付税1億6,000万円は、それに変わりはありませんので、質問の意味なんです、なかなかこれは難しいんです。ただ、普通交付税を市町村がもらう場合、一番大きいのは人口なんですよ。人口とか消防団員数とか簡易水道人口とか、あるいは高齢者数とか学校数、学級数、そういうふうなものがありますけれども、この数値は変動ないと私は思っています。ただ、国のほうで原資となる税金、これは法人税、酒税、たばこ税、所得税、地方消費税、この5つがその何%を交付

税に還元するわけですから、その伸びが少し全般的に少なくなったのかなというふうなことでご理解願いたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 今、地方交付税の話が出たので、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

この書き物によりますと、地方交付税のうちの普通交付税が94%、残り6%が特別交付税ということですが、今のこの17億3,000万円の内訳、15億7,000万円と1億6,000万円の内訳を単純に計算しますとちょっと合わないんですけれども、これは何かからくりがあるのでしょうか、お伺いします。

町長 これは合わないんです。合いません。これは今、斎藤委員が言ったのは、国が交付税をもらった段階で、普通交付税の割合それから特別交付税の割合、これは決まっているんです。ですから、私が言っているのは、所得税、酒税、法人税、さらにたばこ税、そして地方消費税、この5つの、例えばたばこ税、所得税、法人税、これは総所得の32%が交付税に返ってくるんです。その入ってきたやつが交付税では94%出しましょう、6%は特別交付税で出しましょうと、こういう仕組みなんです。

3番 今、町長がおっしゃいました国税5税、それで94%なんですよね。違うんですか。それぞれ端数があるから合わなくなるのではないですか。例えば、所得税が100分の32、法人税が100分の34、消費税が29.5、たばこ税が25、端数でトータルするとこの若干差がある、出てきてしまうということなんですか。私が言いたいのは、94と6でこの17億3,000万円はぴしっと分かれていないのではないのと、そこだけなんです。小野班長が納得しているので、小野班長から答弁をお願いします。

総務課財政管財班長 ただいまのご質問でございますけれども、国のほうで地方交付税を配分するに当たって、普通交付税の割合を94%、特別交付税をその分の6%に分けて交付するという国のまず配分率になります。これが、町のほうで財源化したときに、この割合のとおりにはならないというふうなことになると思います。その中身については、いわゆる普通交付税の算出の根拠が市町村によってもばらばらというふうなこともございますし、あとは特別交付税については、特殊財政事情によっていろいろな取り組みに充てられるものですので、この94対6というふうな割合には、町の交付税の予算措置に対してはイコールにはならないというふうなことになります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 16ページ、13款1項1目総務使用料の中の町営バス使用料144万円とありますけれども、これは町営バスを利用された方々が支払った金額というふうなことになろうかと思いますが、補正予算の段階では、この町営バス運行の費用として1,300万円ほど支出しているようでありましたが、この収支改善に向けた対策とございますか、要するに乗車する方をふやすためにどうい

うふうなことを行っているのかが一つ。

あと、もう一つが、では今の町営バスのままで赤字が膨らんでいくとすれば、前にスクールバスを利用した町営バスも併用したような形で行うというふうな話もあったわけでありませうけれども、この辺に向けた改善策はどのようになっているのでしょうか。

まちづくり課長 昨年の議会のときにも、議員さんのほうから広告料収入とかいろいろそういうふうなことで収入を上げる努力が必要ではないかということで質問があったように思いますけれども、私のほうで、そのバスのほうに広告をするためのアルミ枠の見積もりを徴収しております。そのアルミの枠については、バスの中につくる部分と脇につける部分、それから後ろにつける部分というふうなことで、それらの金具の製作並びに据えつけ分の見積もりをとったところ、22万5,000円ほどの見積もりが来ました。そういったことで、ではこれを山交さんでは、その一つ一つの大きさに対してどのくらいの広告料をとっているのかというふうなことも調べました。例えば、85センチ掛ける45センチの小さなものであっても、山交さんでは1カ月で4,500円掛ける消費税をいただいているようです。それを、ではうちのほうで設定をした場合どのくらいになるのかというふうなことを考えた場合、山交さんの60%をとっても1カ月2,800円ほどになるというふうなことになるだろうというふうに思います。60%がいいのかどうかということもありますけれども、一応その60%で設定した場合というふうなことであります。それから、大きさを1メートル15センチ掛ける20センチというふうな横の長いやつを想定した場合、山交さんでは5,000円掛ける消費税というふうなことでありましたけれども、町のほうではそれらも3,000円ぐらい。ただ、毎月3,000円をかけて、そういったものがどのくらい見込めるのかというふうなこともありますけれども、主要道路を走らない町営バスに、そういった広告でそのくらい出すのが見込まれるのかというふうなことで、ちょっとその辺については難しいのではないかとというのが結論であります。

そういったことで、看板等については今しておりませんが、今商工会さんのほうでいろいろなイベント等の周知をバスの中でして、いろいろな行事等の周知をしましょうということで取り組んでいただいております。町のほうでは公的といいますか住民にかかわるもので、有効なものについては無償でその辺は掲示をさせていただきますけれども、そういったことで今取り組んでいるところです。それから、地域おこし協力隊の小林君のほうで、堀内のほうでやりました歌声ひろばについては、町営バスを利用させていただくとそのバス代を、参加費が500円かかるんですけども、そのうちバス代分というふうなことで200円を削って、バスに乗ってきたことが証明できれば300円で500円は徴収しないと、トータルで500円というふうな取り組みもさせていただいております。そういったことで、そのときにはバスには結構乗っていただいたというふうなことで聞いております。そういったことで一応やっていますけれども、なかなかちょっと看板等については難しい状況にあるというふうなことで捉えております。検討はそういったこ

とでさせていただいたところです。

それから、スクールバスについては、教育委員会のほうと協議をさせていただきましたけれども、なかなか難しいところがあります。一つは、インフルエンザとか風邪を引いたときに子供たちにうつしてしまうのではないかというふうなことが教育委員会のほうで言われていまして、そういったときにどうするのかというふうなお話があります。それから、バスの容量を見たときに、毎年子供の数が違うので、一昨年であれば結構お客さんはスクールバスにも座って乗れる状況にはありましたけれども、昨年のスクールバスの運行のルートの的に行きますと、一番少ないところで5名分の座席しかあいていないというふうなことで、子供たちを立たせるのか、じいちゃん、ばあちゃんを立たせるのかというふうなことがありますけれども、立つ場合についてもつり輪等がないと、そういうふうな乗車はできないことになっていますので、そういったことも含めてちょっと厳しいのではないかというふうに教育委員会のほうから言われております。そういったことで、なかなかそのスクールバスの乗車については進んでいない状況ですが、いろいろ今後教育委員会のほうとも、他町村の状況ももうちょっと詳しく調べながら進めていければなと思っていますが、やはり子供たちのことですので、保護者の理解も当然必要になるので、その辺保護者の理解が得られるまでの準備を今後進めていきたいというふうに思っています。

2番 話を聞いていますと、検討はしていないというふうな感じがするわけでありましてけれども、新潟県の黒川村というふうなところがあります。その町長さんが書いているやつを読んだら、民間が赤字路線で撤退したところを引き継いで村で運営をして黒字に転換したというふうな内容の報道であります。これについては、やっぱり成功ポイントはスクールバスとの併用というふうなことであります。そういったところで、その内容等について後日提示をしたいというふうに思いますので、ぜひそういうふうなところを視察研修して参考にして、今の赤字幅を縮小するようなことでお願いしたいというふうに思います。

まちづくり課長 教育委員会のほうの理解を得られるように、まずは私のほうでも努力しながら、この辺の視察についても、行っているいろいろ勉強したいというふうに思います。

教育次長 今、まちづくり課長のほうから検討について、いろいろ担当のほうと教育委員会のほうでは検討しております。今、学校統合1年目というふうなことで、全町の子供が舟形小学校もしくは中学校に集まってくるという午前の登校の時間帯ですけれども、その時間帯やっぱりバスの乗車についても、距離的なこと、あと乗車人数のこととかを考えると、先ほど空き部分が2席とか、多くて7席ぐらいしかないようなんです。そんな中で、さっきもインフルエンザのこととかノロウイルスのこととか、特にノロウイルスなんかは飛沫感染というふうなことで、バスで吐いたりするとほとんど感染する、次の日はもう感染しているという状態なんです。そういうところのリスク対応等については、今現在運転手さんのほうにいろいろその対処の袋と

か消毒剤とかバスに備えつけてあります。ちょうどお年寄りがお医者さんに来る時間帯が、登校時間と一緒にいるというふうなことで、それがもしその時間帯をさらに憂慮するとなれば、もう1回町の外れから町の中心に送迎するという形になります。

あと、帰りなんですけれども、帰りは授業時間に合わせてバス時間が決まっています。一斉登校のときはいいのですけれども、さらに臨時的に授業の変更等あったり、時間帯を変更する場合が多々あるので、そういったところの整理がもしつけられれば可能かなというふうなことで、検討の中ではなっています。ただ、そういう細かいところまでいくと、どうしても今現在では難しいのかなというふうに教育委員会のほうでは考えております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。質疑なしと認め、一般会計歳入の質疑、審査を終結いたします。一般会計歳出に入ります。

第1款 議会費の読み上げをお願いいたします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第1款 議会費の質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。質疑なしと認め、第1款 議会費について質疑、審査を終結いたします。

第2款 総務費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第2款 総務費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番 46ページの定住推進事業費についてお伺いします。

今回の婚活実行委員会補助金として360万円ほど見ておりますが、前回のテレビにまでした放映になった婚活の問題では、2人の籍を入れたというふうなめでたいことがきのうありましたが、これは確かにすばらしい実績だなというふうな感じがします。ただ、婚活実行委員会の補助金として置いたものが、どういうことにこの予算を置いたのか、その辺質問いたします。

まちづくり課長 まず、一つご報告をしたいんですが、きのう1人入籍をしましたが、この14日と3月31日ももう2組入籍をする予定となっておりますので、今月中までに4組が入籍されるというふうなことになっておりますので、お知らせをしたいというふうに思います。

360万円の内訳でありますけれども、昨年商工会の青年部のほうに委託している事業について、26年度もお願いをしたいというふうなことで、それらについて商工会のほうには2回ほどお願いをしたいというふうにお話をしております。これが70万円の予定になっております。

それから、東北エコリサイクルネットワークのほうで婚活事業を昨年1回しておりますが、

26年度についてももう少し趣向を変えてやってほしいというふうなことで、それらについて30万円を予定しております。

それから、もてナイの事業のような舟形版の事業というふうなことでやる事業費として200万円を想定しているところです。

それから、山形婚活サポートセンターというふうなところがありまして、その婚活サポーター、仲人さんみたいなサポーターですが、それらの県のほうで募集をしておりますが、それに舟形町の方々も参加もしていただきたいというふうなことで、それについては県のほうに登録するために3年間で1万円かかるのでありますが、それらについて助成をして、それで活動をしていただきたいというふうな補助金を考えております。加えまして、そのサポーターセンターでは婚活する本人の登録も1万円で登録をする、3年間有効の1万円を出して、いろいろな方々をカップリングをしていただくというふうな事業がありますので、それらに半分町のほうで補助金を出して、全額というふうなこともあります。全額であれば行っても行かなくてもいいのではないかとこのようにあることありますので、自分の金も半分出して参加するというふうな方々を募りたいというふうなことで、それらの合計で30万円。

それから、実行委員会としてのいろいろな事務があるわけです。サポーターセンター登録された方の研修とか、そういった事務関係を30万円見込んでおまして、トータルして360万円を見込んで、来年婚活事業を実施したいというふうに考えております。

5番 これはすばらしい事業だとも思いますが、先ほど200万円のもてナイというふうな姿の中でのことも考えているという姿のようですが、この主体はどこで一つの計画しているのか、そして、その中身的なものはどういうふうな計画をしているのか、詳しくお願いしたいと思いません。

まちづくり課長 昨年も実行委員会形式で、実行委員会のほうに補助金を出してやっています。実際は、ほとんど役場職員がやっていますけれども、同様に今回も計画的なところを町のほうでやって、それから緊急雇用等で雇用を創出した方々を活用して実施をしたいというふうに思っています。

具体的には、いつごろとかというふうなことはまだ整理をしておりませんで、実際に愛知県の田原市のほうで同じように、テレビと同じように単独でインターネットのほうに名前を掲載して出しているというふうなことがありましたので、その効果とかそういったものを把握しながら実施をしたいというふうな思っております。

基本的には、指示を受けているのが、テレビ局と同じような手法でやるようにしろというふうなことで指示を受けておりますので、そういったことで1泊2日で町のよさを知らせながら、そういったイベントをやっていききたいというふうな思っています。ただ問題は、今も婚活事業いろいろやっていますが、出てくる人がなかなか出てこないというふうなことがありますので、

議員さん各位の方々からいろいろ背中を押していただければありがたいなというふうには思っております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 48ページお願いします。2款1項21目、地域交流センター管理費でございますが、今回管理事業費ということで890万円ほど計上になってございます。昨年度25年度に、旧3学校の管理費ということで440万円ほど予算計上されております。今回、倍近くなってございますが、交流センターとして機能を発揮するというところで倍になっているのかと思いますけれども、こんなに倍もふえるものなんでしょうか、その辺伺います。

まちづくり課長 昨年につきましては、予算的な部分については、学校を閉鎖するというふうなことで、3月の町報にも載せたように一旦閉鎖するというふうなことでありましたので、電気関係もある程度落としながらするというふうなことで整理をしまして、必要最低部分だけをあげるというふうなことで予算を計上したように思っております。今回については、体育館についても貸し出しをするというふうなことで、高圧の契約もしなければならぬというふうなことと、いろいろ部屋のほうについても、交流センターとして貸す場合について必要最小限の予算を計上させていただいたというふうなことになります。昨年については、特に管理人、消耗品関係がなかったわけですが、今回についてはそういったものを計上しております。各種法定点検等については、当然それは昨年も必要であったので、そういったものについては同じように計上しているところであります。トータルしますと、これで交流センターとして活用しながらこの金額で全部できるのかというふうなことについては、まだ実際に1年間貸しながらやっているわけではございませんので、ちょっとこの辺については予算に最終的には過不足が生じるかもしれませんが、まずは当初予算ではこのくらいあれば間に合うだろうというふうなことで考えているところであります。

なお、きのうの議案のほうの消費税関係で、堀内の交流センターが出ておりませんが、堀内についてはまだ貸せない状態です。国のほうで、空き校舎がいっぱい出ていまして、事務が滞っているというふうな状況だそうです。そのために、町のほうで告示ができませんので消費税の改正もできないと、貸すこともできないような状態になっておりまして、それらについては後ほどの臨時議会並びに適当な時期に許可をもらった段階で、堀内の交流センターは使えることとなりますが、そういったことも含めまして、一応この程度の金額を計上させていただいたというふうなことです。特に、体育館については防災拠点というふうなこともありますので、そういったことでは電源も落とすことができないだろうというふうなことで、その辺が特になくなっているというふうなことであります。

3番 防災拠点、避難所は交流センターになる前からそういう構想があったと思いますけれども、ちょっと質問を変えます。この中で、内訳で今課長もありましたけれども、雇い上げ賃金があ

りますよね。これと、その下のほうに交流センター管理委託料、これは別物なんですか。管理をする人が2人存在するという事なんですか。雇い上げ賃金ということは常駐、旧小学校に誰かいるということなんですか。

まちづくり課長 済みません。私のほうで積算をしているものではなかったもので、ちょっと戸惑っておりますが、管理人の雇い上げについては、窓受けとかいろいろな管理の業務がありますので、そういった業務の雇い上げ賃金というふうなことになります。それから、交流センターの管理部分については、これは長沢小学校を想定しております、まだこの予算をつくる段階ではNPOが撤退をするというふうなことでなかったもので、この部分については想定はNPOというふうなことでありますので、この管理については後ほど変更するというふうなことになりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番 今の地域交流センター費についてお伺ひします。

今、課長の答弁の中で、NPO法人は前回の説明のとおり休止だというふうな話をしましたが、前に町の説明の中では、長沢のグラウンドには菌舎を建てないでの説明会で全員協議会にも話しているはずで、ところが、実際にあけてみたら、反対の意思表示があったから菌舎は建てないということだったらわかるんです。あのときもいろいろな話のあれがなりましたが、そんなことでNPO法人が最初から申請する度合いからおかしかったのではないかなと。それは、誰しもそういうふうには不思議でならないわけなんです。それを行政の中で、そういうNPO法人というのは県の認可までとって、そしていいですよとって始まった事業ではないですかと。それが前に進まなくなって撤退したみたいな格好になったのでは、ちょっと行政の責任が余りにもなさ過ぎるのではないかなと私なりに感じております。その辺の見解をお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 この点については、この間の全協でもお話ししたとおり、私のほうでもこれは想定していなくて、前に議会のほうに一番早い時期に段階で説明したとおりのことしか、私のほうでは聞いていない状況でありまして、その後12月の段階で菌舎を24棟つくるというふうなことを受けまして、これについては相当慌てたわけですが、私のほうも最初から聞いていないというふうなことでありますので、これについて行政責任というふうなことでありますけれども、私のほうもちょっとそこまでは把握し切れていなかったというふうなことはまづかったのかなというふうに思っていますが、私のほうも皆さんのほうにお示ししたとおり、最初は全然、体験するためのもぎとり園だけはつくるというふうなことしか聞いていなかったもので、その辺についてはもうちょっと情報収集をする必要があったのかなというふうに思いますが、この辺については企業誘致というふうな考え方と、それから白木さんのいろいろな会社のほうに話をかけているんだというふうなことで、希望を持ってやったというふうな

ことですので、最初からこのハウスがなければ、菌舎がなければすごくうまくいったのかなというふうに思っています、この辺についてはおわびをするしかないのかなというふうに思っています。

5番 だから、今説明はわかるんだよな、そういうふうなきっかけになって結論はこうなったというのはわかるんですが、最初のNPO法人を立ち上げたときに、県の認可を受けた場合まで、行政としてはそのようにNPO法人ができるんだというふうな過程の中で動いてきたはずなんです。ところが、その近くになったら撤退するとか一時休止だというふうな姿を、ただ行政が今までこういうふうに県と協議しながらしたものが、何もない中で責任分野がNPO法人は一切ないようにして、NPO法人の言いなりで私は推移しているということがおかしいと思うんです。それが、町としての今までNPO法人のできた時点で、その責任分野というのは町だけではなくて、NPO法人もそれなりの覚悟が必要ではなかったかなと思うんです。NPO法人からこういうふうにそれは取りやめますよと言われるような姿の中を、そのままではいそですかと言うほうがおかしいのではないかなと思うんです。その辺の指導と、やはりその責任分野というものは、もう少しきちんとした行政の話も必要ではなかったかなと、ただ私はそういうふうを感じるんです。もう一度お願いします。

まちづくり課長 大場委員さんのおっしゃるとおりで、私のほうもちょっと憤りを感じているところでありまして、NPOについては、当初のとおりやっていたらこんなことにはならないのかなというふうに思っていますけれども、2月12日と14日の座談会の状況を踏まえまして、これを前のほうに引っ張るということは現段階ではできないだろうというふうなことのNPOの判断もあります、私のほうの判断もあります。これはなかなか難しいんだろなというふうなことでありますので、この辺についてはやむを得ないのではないかなというふうに思いますので、地域住民のほうと全面戦争的なやり方でこれを強く推進していくというふうなことについては、やはりそれは難しいんだろなというふうに思っていますので、やっぱり地域のほうと話し合いをしながら、企業誘致というのはかなり難しいんだというふうなことがわかったわけで、もう少し丁寧に、今後誘致企業等が入ってくるときに丁寧な対応を進めていきたいというふうに思っていますので、ひとつよろしくお願いをしたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番 これは財産管理費に入るのかわからないのですが、旧長沢保育所の取り扱い、今あそこの保育所跡地には災害時の救援物資等が入っております。それを今、長沢小学校の空き校舎に移して、あの保育所を解体して、更地にしてどこかの民間の方に売り出したらいいなかなと思いますので、その辺の考え方を伺います。

総務課長 旧長沢保育所でありまして、今被災地関係とか町の物品関係を置いていたわけでありまして、叶内委員さんのほうからご提案ありましたように、解体して更地にして

土地の売却云々とありましたけれども、ちょっとまだ町の段階ではそこまでは検討しておりませんので、まだ物品等の保管場所として今使っている程度でありますので、今言われたことも参考にしながら、将来的にずっとあのままの段階でいいのかということもありますので、まず管理だけは町のほうでしていただきまして、そういったことも参考にしながら今後の処分の仕方でも検討させていただきたいと思います。

7番 隣付近の住民も、使っていなかったら結構迷惑もこうむるということがありますので、一日も早く解体、更地ということをお願いしたいと思います。

総務課長 地域住民の方からもちょっと電話等いただきまして、周辺の草刈り等とか、山手が近いものですから、いろいろな小動物等がちょっと来たり云々ということも聞いておりますので、とにかく周りの環境等にも配慮しながら、まず管理だけは町のほうできちんとしていきたいと思っておりますし、今叶内委員さんおっしゃったことも将来的に検討させていただきたいと思っております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 48ページの先ほど質問のあった地域交流センター管理事業の中で、課長の答弁の中で堀内は当たっていないというようなことだったので、そこをもう少し詳しく。

まちづくり課長 この予算には堀内分は含まれておりますけれども、まだ堀内小学校については貸す状態に国のほうから許可を得ていないというふうなことであります。そういったことで、まだ9月のほうに議決いただいた交流センターが、許可が国のほうで大変おくれまして告示ができない状況になっていまして、それで今貸すことができない状態になっております。なので、消費税アップ分の部屋の使用料についても、議案として上程することができないというふうなことでありますので、そういったことを申し上げたということです。

9番 新聞等で徳州会、議員を辞職しています。これ関連があるかどうかわかりませんが、前の話だと、堀内小学校の跡地にはその徳州会等の福祉施設等に、町長が東京のほうにも何回も上京して、その事業を行うというようなことで一生懸命やっているということは前にも説明があったのですが、その後の進捗状況を、もしわかる範囲で教えてもらえないですか。

まちづくり課長 前にも申し上げましたとおり、国のほうに働きかけまして、町長からもプレゼンをしたりですとか、そういったことでいろいろ働きかけたわけですが、なかなか難しい状況にありましたが、杉並区と南伊豆町のやり方であれば、国のほうではいいだろうというふうな状況になっております。そこまで来ました。それは、舟形町の取り組みと杉並区の取り組みというふうなことがいろいろ提案されて、そこまでいったものというふうに理解しておりますけれども、その中で舟形町として、杉並区と南伊豆町のように提携をしていただける区役所のほうに今当たっております。1月のときに、提携するところというふうなことで、各区役所さんのほうに文書を出しておりますが、それが来ておりますがなかなか厳しい状況にあります。というのは、今なぜそういうふうな時期でこういうふうになっているのかといいますと、堀内小

学校、介護保険計画が今5期で動いていますが、第6期平成27年からでないともまずはつくれないというふうなことがあって、今はその第6期の介護保険計画をつくらなければならない時期に来年度入ります。そういったことで、その第6期の計画に、今言ったような提携する区役所とやればその分ができるというふうなことになりますので、そういったことに登載をしていただきたいというふうなことで、今取り組みを進めております。

ただ、やはり介護保険計画の介護保険法の法律が基本的にはできていないということと、国のほうのやり方が、地域の方々の要介護者は地域で見るというふうな原則ということで今やっています。各区のほうでは、それは無理なんだろうなというふうにはわかっていますが、その方針のもとにまずは取り組むというふうなことです。まず二、三の区のほうでは来年度それも含めて検討したいというふうに言ってもらっているところもありますが、なかなかその趣旨上難しいんだろうなというふうには思っております。なので、今もう少し、では具体的にどういうふうにできるんだということになりますけれども、徳州会さんのほうでは舟形のほうにつくってもいいというふうなことです。それをどの程度の規模でつくれるかというふうなことについては、第6期の介護保険計画にかかっております。介護保険計画上、それに登載をして県のほうから認められてできるというふうなことになります。

そういったことで、今舟形町の、この間の八鍬委員さんの質問にもあったように、今現在要介護3以上の方で自宅におられる方が少ないというふうなことで、何十人もの特養をつくるというふうなことについては、舟形町の中ではなかなか厳しい状況にあります。なので、広域的な最上管内とか県内の数字を取り込めるように、今介護保険計画のほうを策定するときにはそれらを網羅することができれば、地域の特養というふうなことでまずは整備できるのではないかと、今進めようとしております。そういった中で、特養の施設に入所できるのは全国どこにも入所できるので、入所するときには都会のほうから呼んでこられると、実際に都会のほうからは、計画には載せられないんだけど入所で困っている方がいればお願いしたいというふうな文書うちのほうに来ております。そういったことで、まずはつくるためにどうするのかというふうなことで、第6期の介護保険計画の中でそれらの数字を整理しながら、50床程度でもやれるようにできればというふうに進めようとしてるところであります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番 48ページの行財政改革推進費についてお伺いします。

これは、町長はいつでも言っているように、行政がある限りは行財政改革はつきものだというふうなことで、今までも頑張ってきたわけなんです。今回この中身を見ますと、行財政改革評価事業と名前が変わっております。この事業はどういうふうなことをするのかお聞きします。

総務課長 行政改革につきましては、その都度委員会を立ち上げまして、町の事業等について、

また財政等についての検討をしていただきまして、それを予算等に反映した経過がありますけれども、前回心の世紀行財政推進会議で、元議員の大場委員長さんが委員会のときの2年間継続してやっているわけでありまして、そちらのほうでも具体的な指摘事項がありまして、また広報等でも掲載になりまして、それを受けて町のほうでも行政等に反映した経過があるわけです。大変厳しい建議書をいただいたわけでありまして、基本的にそういった方向でこれまでやってきた経過がありますし、また前回でもちょっとお話いたしましたけれども、前委員長のほうからもその後の経過についてということで求められまして、町のほうでも直接委員長のほうに文書を出した経過があります。

今回、これまでの経過も踏まえまして、町長も常日ごろ言っておりますので、そういった町の行政そのものの評価等について、新しく委員を任命いたしまして、そして町の行政をきちんと評価、チェックしたということで、新たに平成26年度に委員会を立ち上げたいと、そういった考えでございます。

5番 そうすると、今までの行財政改革推進委員というのは、一回それをやめて、今まで建議書とかいろいろなものをしたわけなんです、その辺のことも踏まえながら、今後の行政のあり方というものはどうあるべきかということを考えながら、この評価事業ということを考えてのだと思いますが、それは行財政の今までの委員とまた別個に人選する予定なのでしょうか。

総務課長 今、新年度におきまして、また町長と相談しなければいけないわけでありまして、当然前回も町民の代表の10名の方に、委員としていろいろなご意見を伺っておりますので、全く新しいメンバーにいたしますと、これまでの経過等がわからなくなりますし、またそのときに議論して建議書で具体的に職員等に対する給与等も含めて、また職員の数等におきましても具体的なご提案をいただいておりますので、そういった経過を長く見てもらわなければならないということもございまして、これまでの委員の皆さんも何人か新たにまた入っていただいたほうが、評価そのものの継続性にもつながると思いますので、そういったことも加味しながら町長のほうと相談させていただきまして、新たに新年度で10名程度の委員の皆さんを予定しておりますけれども、人選をさせていただきたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

1番 2款1項6目、39ページ、町内会長報酬515万5,000円とありますが、これは直接町内会長の手当てとして支給されるものだと思いますけれども、一応きょうちょっと詳しく聞かせてください。

まちづくり課長 町内会長報酬につきましては、報酬審議会で額が定められております。基本の1町内会が7万円で、1世帯当たり1,600円というふうな計算で積算をしてお支払いをしているというふうなことであります。上半期と下半期に分けて、町内会長さんのほうに報酬を支払っているというふうなことになります。

1番 報酬審議会で審議されているというふうな数値でありますけれども、いろいろなところの町内、県外でもいろいろな町内会長の仕事量を見ますと、年々やっぱりふえてきているかと思えます。例えば、当町であれば地域の支え合い除排雪事業、これは全町内会では立ち上げてはおりませんけれども、立ち上げている中では町内会長が先導になっているところと、町内会長ではない方が先導になっているところはあるかと思えますけれども、高齢化社会の中で年々仕事量がふえているかと思われます。その関係上、町内会長を交代するときに、なかなか厳しい状況でやり手がいないというふうな話も聞こえてきております。その中で、やはりある程度の賃金のアップというふうな形、要するに手当てをもう少し地域住民とともに考えて、世帯割であれ戸数割りであれというところをもう少し見直す必要があるのではないかなと思えますけれども、他町村と比較して、舟形町の場合の賃金体制はどのような位置にあると考えておりますか。

まちづくり課長 まず、町内会長報酬のアップについてですけれども、今委員さんが言われるように、そういった面もあるかと思えますが、報酬審議会があったときに、全委員さん、議員さんの報酬も含めて改正になるというふうなことで、ここ十数年報酬審議会が開かれていなくて、それで報酬等も改正されていないという状況にあります。そういったことで、それが町内会長さんの仕事の中でこの金額とリンクはしていないんだろうというふうなことでありますけれども、それらについては報酬審議会のときに議論をされるものというふうに思っております。

それから、他町村との比較についてですけれども、今の段階、ちょっと私のほうでその持ち資料がございません。報酬審議会のほうで、もう十数年以上開かれていないので、それらについて手持ちを持っておりませんので、ちょっと比較はなかなか今の段階では即答できないので、もし必要であれば他町村の状況を調べたいというふうに思っています。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 36ページの財産管理費に入るかと思えます。数字は計上になってございません。今後の考え方を伺います。

今回、庁舎の耐震工事が終わりました。ついては、今後長年この庁舎を使用していくものと思っております。その中で、この庁舎にエレベーターの設置を検討、そういう考えはないのかお伺いしたいんです。今の時期、3階まで申告する方で、高齢者、ちょっと足が悪い方等々3階まで上っていく姿をよく見かけます。エレベーターがあったらなというふうな声も聞いておりますので、この庁舎にエレベーター設置は不可能なのか、これから考えようとしているのか、できないのか、そのあたりをお伺いします。

総務課長 庁舎の耐震補強工事等につきましては、本当に皆さん方に大変ご不便とご迷惑をおかけいたしますけれども、17日で一応完成することになっております。また、玄関の外側の塗装

関係、ちょっと一部ありますけれども、雪の関係でできないということで、その部分だけありますけれども、ほぼ完成に近づいてまいりました。

あと、斎藤委員さんのほうから具体的に3階までのエレベーターの設置というお話がありましたけれども、私も今申告時期なものですから、やっぱり足の悪い方が結構いらっしやいまして、きのうもちょっと年配の方が、足が痛そうに上り下りしていたのを見かけまして、私も斎藤委員さんと同じような思いをしたわけでありましてけれども、今中央公民館のほうには設置してあります。あれも後づけであるわけでありましてけれども、できないことはないと思いますけれども、ただ庁舎を見ますとスペースをどうするかという問題があると思います。庁舎を見ますと、北側のほうの入り口を、あそこにつくるとすれば今度は道路が使えなくなって、その道路が今でもぎりぎりぐらいですので、農協さんのほうから抜ける道路があるわけですが、そこがもし、工法はいろいろあると思いますけれども、あと議会関係でありますからこちらにつけることができませんので、果たして工法的にまずできるかどうかということもありますので、あと今回耐震補強工事を終わったばかりでありますので、それは別として検討いたします。これからどんどん高齢化社会に入ってきますし、また役場3階での会議等でもいろいろな方が参加されるわけでありまして、そういった意味で町民の皆さんが不便を感じているというのは、私も薄々感じておりますので、どういった対処の仕方があるか、今のそのエレベーター設置という具体的なお話もありましたので、今後の検討とさせていただきたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

1番 先ほどの質問にもう一回戻るわけですが、十数年来報酬審議会を開催されていないと、見直していない、地域の融合もちょっと他町村とのつながりも連携もなっていないような形というふうに伺いましたけれども、どうしてそんな形がずっと続いていたのかなというふうに思われます。やはり、これは各町内会をしっかりと見つめて盛り上げて引っ張っていくのは、町内会長の仕事量というのはかなり重大な責務かなというふうに思うわけです。そういうものをしっかりと支えていくためには、やはりこの賃金の見直しというのは、今の現状社会に合わせてやっていくべきではないかなというふうに思いますので、その辺をしっかりと協議してもらいたいと思うんですけれども、お考えを伺います。

まちづくり課長 他町村と連携はしていないというふうなことです。そうではなくて、最近はずっとそういうふうなことで見直しをしていなかったということでご理解をいただきたいわけですが、町内会長報酬について当然そろそろ上げるべきだろうというふうなことであれば、そういった場所で適時適切な場所にそういったことを提案して、どの金額がいいのかということを再調査しまして、そこで議論をしていただく資料等を整えたいというふうに思っております。

1番 今すぐではなくてもよろしいですけれども、最低でも最上管内、どの程度の範囲で町内会

長に活動費として支給されているかということ調査して、後日でよろしいですから示していただければと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 ただいまの1番委員に関連してであります。町内会長手当については、町からの分と各町内会で支払っている分というふうなことで両方あるわけであります。そして合算して幾らというふうな形になるかというふうに思いますけれども、私が知っている情報の中では、大蔵村の赤松烏川地区、これが村と町内会のほうで足して月3万円ぐらいの報酬になっております。あと、朝日町の五百川地区、これは65世帯ぐらいの集落ですけれども、ここも町からと町内会から出した報酬が月4万円程度ということで、年額で48万円程度もらっております。ぜひとも、業務内容等についての検討も必要かというふうに思いますけれども、そういうふうなすぐ近くに、大蔵村の中でその程度出しているところもありますので、その辺をぜひ参考にして、次回の議会までに調べた結果を報告していただければありがたいというふうに思います。

まちづくり課長 調査をして、遅くとも次回までには調査結果を報告したいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番 48ページ一番下、縄文の女神遺跡地等整備事業についてお伺いします。

ことし、山形県では観光キャンペーンが行われます。この予算書を見ますと、今年度予算はゼロで、前年度繰越明許費で事業を行うというふうな形になるかと思えますけれども、その繰越明許費の事業の中の今年度事業着工するスケジュール、もしわかりましたら説明願います。

まちづくり課長 これは、10款のほうに予算を載せております。26年度分の本予算分になります。

この間のやつについては、25年度の補正分というふうなことで2,600万円ほど予算を25年度に計上しているというふうなことになります。119ページのほうに西ノ前遺跡地区は教育委員会で26年度はするというふうなことなので、教育委員会のほうに計上しております。来年度分は3,014万円というふうなことで、合計しますと5,600万円相当であります。これは補助の内示がまだ26年度分は来ておりませんので、この間の25年度分は来ておりますが、これは一応今のところの国の予算要求ベースで上げているというふうなことで、こちらのほうの予算も合わせて使うというふうなことになっていますので、5,600万円ほどの26年度は予算になるのかなというふうに思います。

それで、スケジュール関係であります。大きなところでは3つあります。町道252号線の拡幅、取り付け道路であります。その拡幅工事、それから女神の記念公園の整備というふうなことになります。これについて、きのう議会が終わってから国交省のほうに道路関係の打ち合わせをしております。その中で、少し国交省、今現在252号線というのは県道からずっと遺跡

地を通過して下のほうまで行くところを町道として認定をしておりますが、底地が国土交通省の用地になっております。その道路部分についてですね。それから、今遺跡の石柱があるところについても国交省の土地、きれいに買えないということがあってそういった形になっているというふうなことになりますけれども、そういった国交省の土地があります。

その中で、きのうの打ち合わせでは、きのうまでは国交省さんのほうで、いろいろ町のほうに協力をしたいので何でも言ってくださいというふうな姿勢だったんですが、個別具体的にきのうの段階で整理をしたところ、これは協議が必要だというふうなことになります、その道路からふえた部分について、公園にすることは今の段階では難しいと、道路を拡幅することについては協議をすることによってだめなこともないんですが、そういったことで、まずは実施設計レベルの概略設計の段階で図面を引いて、協議をして、その段階ですというふうなことになります。なので、まずはスケジュール的には道路をどこまでやるかというふうなことがないと、それが国のほうの土地に食い込んだ場合公園整備ができませんので、公園についてはその後協議が終わってからというふうなことになりますので、ちょっと予定が狂ってしまっているというふうなところもありますが、そういうふうなことでやりたいと。今上面、同じ高さの部分については用地買収は進んでおりますが、下の部分について、駐車場とかピオトープをする部分についての用地買収については、国の補助対象になるので、今回前にも説明したとおり、今ストップをかけて、了解をもらっているんですが、それについては補助対象事業の中で組み込まれるために、内示があってから用地買収というふうなことになります。用地買収をするためには、今は丈量、測量をかけないと、丈量というか土地の区画を決定しないと、実測をかけないとできないので、まずそれから入るのだろうなというふうに思っています。なので、道路の設計をして、道路の部分の位置決めして、それから用地買収は並行して内示が来た段階で進めるんですが、そういったことで、公園についてはその後というふうなことのスケジュールで進んでいます。今のところ3年間でやりたいというふうなことで計画をしておりますが、全体予算が2億5,000万円で、ことしの補正と来年度の事業の内示額が多分5,000万円台なんだろうなというふうなことで、事業が延長されることも少し視野に入れないとまずいのかなというふうに思いますが、なるべく早く予算要求をして実施をしたいというふうに思っています。なので、結論から申し上げますと、道路関係の測量を早くおして、それから用地買収も丈量をかけてすると。公園については、国交省の土地に入らないことがはっきりわかった段階でそちらの実施設計に入るというふうなことで進めたいというふうに思っています。

7番 ことしは、縄文の女神が500円硬貨にデザイン採用され、発行するという運びになっておりますけれども、そして山形県は今年度観光キャンペーンというふうなことがありますので、その中で工事をやるというふうな状況になるかと思っておりますけれども、工事の進行状態が観光客の邪魔にならないような、そしてこの観光キャンペーン中、一人でも多くの方が縄文の女神を

訪れるようなご配慮の工事の仕方をお願いしたいと思います。

委員長 答弁はいいですか。ほかにありませんか。

8番 34ページです。一般管理費の一番最後になりますけれども、ふながた応援事業、この中に入るかどうかも含めまして、去年東京友の会に出ささせていただいたわけですが、その中でいろいろな方から名刺をいただきました。その中に、ふるさとサポーターという方の名刺をいただいたんですけれども、このふるさとサポーターというのは今何人ぐらいいるのでしょうか。

総務課長 ふるさとサポーターは、町の観光とか町のPRをしていただいているわけでありまして、けれども、現在10名おります。

8番 ここに、舟形ふるさとサポーターの設置要綱というふうなものがあるんですけれども、これを見ますと、サポーターは町出身者、町に縁のある方というふうな条項があります。その条項を見る限り、そのいただいた名刺の方々を見てみますと、正直申し上げて何でなっているかわからないという方も見受けられました。そんなことで、できれば委嘱をしたちょっとした理由、そんなものもやっぱり町民の方とかに必要なのではないかなというふうに思うわけです。その辺どうなっているのかなというふうなことを一つ。

それから、この要綱の中には、活動に資するために予算の範囲内において次のものを提供するというふうなものであるんですけれども、この予算というのはどこに置かれているのでしょうか。

総務課長 初めに、10名いるわけでありましてけれども、特に舟形町出身、または舟形町と縁のある方ということですが、舟形は八鍬委員もご承知と思いますけれども、昭和48年から児童交流ということで港区の飯倉小学校とのつながりがずっとありまして、そういった関係で一番初めに立ち上げから協力いただきました舟形町出身の方、または当時からいろいろご支援いただいているPTAの保護者の方、それから世田谷の2校とも交流をずっとやっておるわけでありまして、それが代沢小学校と山崎小学校のPTAの関係者、または校長先生でも、舟形町に何回も自分が転勤しましてもその先生方を舟形町に連れてきたりとか、そういった一生懸命な校長先生もいらっしゃいますので、その校長先生にもお願いしております。また、世田谷区の大場区長さんが舟形町出身ということもありまして、長くその秘書を務められた方で、舟形にも50回近く来ていらっしゃるという職員の方も、今部長級でありますけれども、そういった方にもお力を発揮していただきたいということで、そういった方にもお願いしております。また、舟形町の一の関出身で、大阪に生活の根拠があるわけでありまして、東京のほうでもそういった飲食店、店舗を構えている方がいらっしゃいますので、そういった広い人間関係と申しますか、町でなかなかちょっと接触できないような方との交流もありますので、そういった方のお力もお借りしたいということで、そういった方も含めて10名いらっしゃいます。

す。一番最後にお願いしたのが、マッシュルームの、舟形に来たりとか、また東京のほうでも販売活動をやっている方がおりますので、もと商社等に勤務されていたということで、特に東京、関東周辺等のお仕事を通じながら舟形町にいろいろご協力をしていただきたいということで、そういった方もお願いしております。総勢合わせまして10名の方をお願いしております。

また、いろいろな個別の情報もいただいていますし、また町長が上京した折に、近くにいらっしゃいますサポーターの方に集まっていたきまして、いろいろな情報提供等をいただいております。また、関係者もいろいろな方が、例えば若鮎まつりとか参加していますし、逆に舟形町のほうから世田谷の区民まつりでありますとか、今新橋でやっておりますそういったイベント等にもサポーターの方が積極的に参加いたしまして、支援また一緒に販売のお手伝いをやったりとか、そういう交流をさせていただいておりますし、また企業誘致等につきましても、いろいろな有益な情報等の提供をさせていただいております。

今回、新年度になりますと町制施行60周年になりますので、そういった60周年にもまた10名の方からいろいろな意味で協力をしていただきたいということで、ふながた応援事業としまして、旅費またはそれに伴う消耗品等をここで計上しております。また、ふるさと友の会のほうにも参加していただきたいということで、ほとんど東京周辺に皆さんいらっしゃいますので、そういった方も舟形出身者の方との交流を深めて、またいろいろな情報をいただきたいということで、そういった総会等にも参加していただきまして、その参加の経費だけは町のほうで負担をさせていただいているという状況でございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

8番 このふながた応援事業の中に入っているのかということはまだ答弁もらっていない。

総務課長 今お話ししました総会の参加経費と、またこちらから行ったり向こうから来たりする、あとは消耗品費、若干の会議等の打ち合わせへの食糧費と、ここの5番のふながた応援事業とありますけれども、その中で必要な経費は計上させていただいております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番 50ページの賦課徴収費についてお伺いします。

この予算が300万円ほど増額になっているわけなんですけど、もう1点は不動産鑑定業務委託料として約239万円ほど上がっているわけなんですけど、この中身の問題と、これは毎年業務委託料として払わなければならないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

税務福祉課長 300万円の増額につきましては、7節の賃金212万5,000円が昨年度はありませんけれども、今回当初予算で賃金をいただいたことかなというふうに思っています。

それから、不動産鑑定業務委託料につきましては、3年に1回の路線価の調査もありますけれども、現在路線価の調査については24、25、26年度で実施しております、今年度まで路線価は定まっております。ただ、不動産鑑定業務委託料につきましては、毎年業者をお願いをし

て鑑定をさせていただいているところです。

5番 毎年のことなんです、この値上げしたのは集金というか回収のための費用も含まれているのかなというふうな感じがしたわけなんです、毎年不納欠損が増大しております。そういう姿をやはり改善しなければ、この舟形町も財政難の中で大変だなというふうな感じがします。いかにして回収率を上げるかということが課題だと思うんですが、その辺の一つの回収の考え方、あるいは前に私も言ったことがあるんですが、囑託でもして何とか回収をするべきではないかというふうに言ったことがあります。今後の、今の不納欠損等がないようにする姿の回収のほうの考え方はどういうふうなことを考えているのかお伺いします。

税務福祉課長 不納欠損につきましては、昨今いろいろ監査委員の先生方、それから議会等でもご指摘を受けています。ただ、不納欠損については、地方税法上に規定された処分の延長の事務の中で、最終的に不納欠損というふうにさせていただくこととなります。当該年度というか25年度、ことしから税務担当になりましたけれども、町長から指示もありまして、不納欠損に至る処理について、ある程度「見える化」をする必要があるということで、不納欠損にかかわる事務処理の要綱等について、現在会計管理者を中心として検討させていただいているところです。ただ、先ほども言いましたように、相続人がはっきりしなくても、特に固定資産税の場合は課税客体ということで、その土地並びに建物がある場合には課税しなければならない状況があります。そういう事例も含めて、不納欠損処分に至るまでの要綱等を新たに設けて「見える化」に努めていきたいというふうには考えているところです。以上です。

委員長 ここで、途中でございますが、13時まで休憩いたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時01分 再開

委員長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

午後の審査に入る前に、午前中の一般会計質疑に対する高橋税務福祉課長の答弁において、追加答弁をとの申し出がありました。この申し出の発言を許可します。

税務福祉課長 2点について追加して答弁をさせていただきます。

1点目については、5番の大場委員の不動産鑑定業務ですけれども、25年度につきましては、今年度ですけれども、180万円ほど予算をいただいていますけれども、これは27年度に評価がえの事務がございます。そのために、不動産鑑定士さんをお願いして31ポイントの定点についての不動産評価をしていただくものになります。

それから、新年度26年度予算につきましては不動産鑑定業務委託料239万円につきましては、その31ポイントの定点から各路線ごとに路線価を出す作業に入るそうです。それに伴いまして、この26年度の成果に基づきまして、27年度から3年間の評価がえの事務が動くこととなります。

現在動いているのは24、25、26年度ということでの評価の仕方です。これが1点目です。

それから、第2点目が、2番の奥山委員の質問ですけれども、未登記分についての把握については、うちの職員が随時パトロールなり町内を訪れる際にいろいろパトロール調査をして、その中で課税客体の把握ミスがないように努力していますし、ほとんど1月1日時点においては、例えば小屋それから車庫等については自己資金で建てる場合がありますけれども、その情報を得ながらパトロールをして、100%課税客体として捉えるようにしているところです。以上でございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 40ページの企画開発費の一番最初に、男女共同参画社会推進事業ということでありましてけれども、この内容等を見ますと、講師謝礼金、男女共同参画計画策定委員報償というふうなことで、この第6次基本構想の中での男女共同参画社会実現に向けた研修会等に入ってくるのかなというふうに思いますが、これは例年同じような形でしか開催していないようであります。もう少し具体化するための推進事業等検討できないのかということが一つ。

あと、もう一つが、きょうのこの委員会においては、矢作会計室長しか女性がおりません。

(「済みません、奥山さん、一問一答でお願いします」の声あり) わかりました。

まちづくり課長 男女共同参画社会の実現につきましては、国の法律が定められまして、それで県のほう、それから町のほうでそれに基づいて男女共同参画計画を策定することになります。一応これは市町村については義務ではなくて、つくってくださいというふうな今の状況になっております。町では、男女共同参画計画の実現のために計画を策定しようというふうなことで今計画をしております。計画書策定については今準備をしているところです。

まちづくり課としましては、25年度中のでき上がり、計画の策定を目指しておりましたけれども、もてもての事業とかそういった事業でちょっと延び延びになっていましたけれども、26年度中にはその委員を委嘱しまして、男女共同参画の実現に向けた町の計画をつくるというふうなことで、今準備を進めているところです。今現在、いろいろな資料を収集しているというふうなところであります。

男女共同参画については、子供が産みやすい環境をつくる必要があるとか、いろいろな面でかなり厚い法律関係ができておまして、その運用とかそういったことを調べまして、26年度の計画策定に向けて今準備をしているというふうなことで、その中で地域の方々が取り組む分野、そういったことが議論されると思います。1回国のほうで、この担当の事務官が来まして、例えば議会のほうの議員さんが女性が少ないのはなぜかとか、農業委員会の専任のほうの委員に女性ができないのかとか、そういった意見交換もさせていただいておりますが、いろいろな面で女性のその活躍の場をつくるために、計画書を策定するために今後取り組んでまいりたいというふうに思っています。

委員長 では、簡潔にひとつお願いします。

2番 そうしますと、これからその具体的な活動等、内容等については検討をしていくというふうなことで理解していいのでしょうか。

まちづくり課長 そういうことになります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

1番 35ページの職員採用試験事業15万2,000円、昨年度も職員新規採用されました。これの数字、昨年度と同じ数字が予算計上になっておりますけれども、事業計画をお聞かせ願います。

総務課長 職員の採用につきましては、基本的に最北地区といいますか、一つの選挙区のような感じで一斉にやりますので、新庄市がちょっと窓口のような感じになっておりますけれども、共同で日にちを設定して試験日等が決まっているわけです。それに対する経費でありますけれども、大体昨年度と今年度と2年続けて徐々に採用試験実施したわけでありましてけれども、当然来年度もまた同じように一般職員の採用試験を行うということで、同じようにやっていきたいというふうに考えております。経費等につきましては、つかみでやっておりますけれども、大体その範囲内の予算ということで、今回同じように計上させていただきました。試験に係る経費になっておりますので、そんなに狂いはないのかなと思います。

1番 その中で、来年度採用される人数並びに今後数年間にわたって随時採用をしていくのか、その辺の長期的な計画と両方あわせて伺います。

総務課長 これまで、議会のほうから特別委員会のほうで、前にも町長のほうからの答弁ございましたけれども、5年間職員の採用を見合わせるようにとか、また町民100人に対して1名の職員を目途にしなければならないとか、そういった経過がございましたけれども、そういった期間も過ぎておりますし、またそれらを実行したことに伴いまして、舟形町の場合ですと若手職員が非常に少ないと、35市町村でも平均の職員の年数も48歳を超えていまして、非常にゆがんだ職員構成になっておりますので、そういったこともこれから随時、理想的なといいますか職員の構成等も考えながら、職員を順次計画的に採用していかなければならないと思いますし、また町のほうでもずっと退職者数が続きますので、当然その分を補充していかなければならないというふうに考えております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 ただいまの1番委員に関連しますけれども、これからの採用計画であります。要するに、退職者が毎年出てくるというふうな回答でありますけれども、その中で基本的な考え方として、2人退職者がいたら1人補充していくとか、そういう具体的な採用の計画はないのでしょうか。

総務課長 年次ごとに職員の退職者数、いろいろな個人的な理由で早期退職とか、また病気等で途中で退職される方もいますけれども、年度ごとに全部わかりますので、そういった意味で、委員おっしゃったように、例えばですけれども3人退職すれば2人とか、また5人退職すれば

3人、4人とか、あと業務量によりまして、今回の当初予算で新たな事業も随分出ておりますので、そういった意味で職員の配置等も将来的に向けて考えていかなければならないと思いますので、当然やめた数がそのまま採用になるかどうかということはまだ確定できませんけれども、これまでの議会のほうから提案された内容とか、また建議書等の内容もやっぱり重く受けとめなければなりませんので、そこは引き続き行政改革、また職員の人数等についても理想的などいいますか、全国の市町村で人口規模と比べて出しているんですけども、多い、少ないというのは非常に難しい面がありますし、舟形町よりはもっと少ない職員でやっていると現問題としてございますので、そういったことを視察されて、本議会においてもいろいろご提言されたという内容もきょう聞いておりますので、そういったことも参考にしながら、また将来的な健全な行財政を推進するために、きちんとした職員体制も考えていきたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 男女共同参画の件で、先ほどちょっと尻切れとんぼになってしまいましたので。要は町の姿勢として、この場には矢作会計室長しか女性がおらないわけではありますが、そういった中で、この町の姿勢として、女性の登用というふうなことについて、登用というのは課長級での登用であります、この辺についての考え方をお聞きしたいと思います。

町長 まず、一般論ですけれども、先ほど中山課長も言いましたけれども、女性力という力が非常に最近多くなったように思います。この前の新聞でも、全国の市町村長の女性の方の集まりもあったようです。ましてや、うちの県知事も女性でありますので、そういう面の枠の関係、全国的にも時代の趨勢の中で女性の社会進出、そして管理職というふうなものの位置づけも大分多くなってきたのかなというふうに思っておりますので、役場職員云々は別にして、やはりこの女性の力に期待することは大であるというふうに私も思っています。

2番 ただいま回答いただきました町長の考え方に、私は賛成であります。というのは、これまでは男社会でこの日本が回ってきたわけでありまして、ここに来てもう行き詰まっているというふうな状況の中で、やはり新たな視点ということを考えていくと、女性の登用というのは本当に大切というふうに思います。ぜひとも町のほうでも率先して女性の登用を行っていただきたいというふうに思います。以上です。

町長 これまでも、まちづくり審議会委員、いわゆる町長委嘱のそれぞれの委員会があります。まちづくり審議会も12名に対し4名というふうなことで、姿勢として頭の中で女性の登用を、例えば後ほど提案します大類教育委員もそうでありますけれども、女性の各種委員の登用というふうなものも今行っておりますので、それを継承しながら前向きにこれからも考えていきたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。質疑なしと認め、第2款 総務費について質疑、審査を終結いたします。

第3款 民生費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第3款 民生費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番 64ページの保育所費でございます。右の方の内容を見ますと、給料でございますが、一般給料で3名になってございます。昨年までたしか4名体制でおったかと思いますが、聞くところによりますと、今般早期退職者が1名いるということでございますが、その一般職がだんだん減っていくこの状態で、保育所の運営体制は大丈夫なのか、そのあたりをお伺いします。

教育長 保育所の人員等についてのご質問ですが、次年度3名の正規というふうなことで、現段階では25名中3名というふうな中でスタートするというふうなことになるかと思えます。

それで、今年度は4名でした。そういった中で実質やってきたんですが、やはり臨時でそれぞれの子供たちを扱っているというふうなことは、資質としては保育の資格を持っている方々ですので、それなりの力はある方々がたくさんおるわけですけれども、臨時の形でずっとこの保育所の運営をやっていくのはいかがなものかというふうなこと、これについては今年度、子育て支援の話し合いの中でも進めてまいりました。それで、26年度中に今福祉サイドで進めておりますアンケートの結果、そういったことを勘案しながら方向性を少しはっきりさせていきたいというふうに捉えております。と言いますのも、保育所が一つになった段階でも、いわゆる民営化という方向での形態はいかがなものかというふうなことで話し合いになった経緯がございます。そのときは、簡単に言えば時期尚早といえますか、少し待ってほしいというふうな形でたしか5年ほど、今日まで来たというふうな経緯がございますが、今のように臨時の方々もふえている中で、そういった民営化という方向について、しっかりした形で運営をしていくことが保育所の子供たちにとってもいいのかなというふうに私自身は思っておりますし、そのアンケートの中でさまざまな方々の意見がかなり出ますので、そういったことを勘案しながら少し検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

3番 臨時で対応というふうな話でございますが、臨時の方の雇い上げ賃金を数字だけで見ましても、今年度26年度2,900万円、25年度は3,100万円ほど計上しておったと思えます。逆に減っているような状況の中で、その体制が維持できるのか、そのあたり、教育長も今おっしゃるように、保育士の資格を持った方々でございますので、一般職の方と遜色ない指導はできるかと思えますけれども、何と申しますか感情的に私は一般職なんだ、私は臨時なんだと、若干そういう気持ち的なものもどこか片隅にあるのではないかと、そういうことから考えれば、その一般職の方での体制というのがベターなのではないかなと思えますので、そのあたりもう一度お

願います。

教育次長 今、賃金の件でお話ございましたが、賃金については今年度の児童数の確定と申すか、申し込みいただいているのですが、6カ月からというふうなこともあり、はっきりした年度当初の児童数の確定というふうな、年度途中に変更する可能性もあるというふうなことで、保育士の人員についても今後変更になる可能性もあるというふうな昨年の経過もあり、今年度の賃金については昨年の当初の額で抑えております。ただ、今後当然この分では不足でありますので、補正で対応していくというふうに考えております。

賃金についてですけれども、昨年見直しを行いまして、経験年数、そして保育士の資格ある方の賃金についての見直しをして、従来よりも高くしているというふうな対応をさせていただきます。

教育長 意識の問題をというふうに今あったのかなというふうに思ったので手を挙げたんですが、よろしかったですか。（「答弁お願いします」の声あり）

やはり、そういったことはいろいろ経営上考えられますけれども、今年度特に教育委員会サイドになりまして、文教の議員の皆様にもいろいろご照会等を申し上げてきたんですが、今までに余りしてこなかった園務分掌等につきまして、これまでと違って一人一人にその責任といいますか、仕事につきまして意識づけさせていくというふうなことで、皆さん一人一人がこのことについてやっていくことですよという園務分掌について、4月当初からかなり園長のほうから意識づけを行いまして、いわゆる臨時の先生方というふうなことではなくて、それぞれがしっかりした形で子供たちの保育に携わることが大事なんだというあたりを、折につけて話してきたというふうに伺っております。ですので、そういった意識の差は多分にあるかと思えますけれども、今年度は特にそういった形で、園長のほうから1年間折につけて話をしてきた結果、かなり皆様方、一生懸命園の保育についてこれまで以上に頑張ってきたというふうなことを聞いておりますし、また私もそういった意識で捉えておりますので、そういった意識、できるだけ今後ともないような形で進めていきたいというふうに思っています。よろしく願います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番 今の件で、私もお質問いたします。

臨時職員で対応するということは、確かに運営的な面から見ればすこぶるいいと思うんですが、逆に言えば職員間の中で、本採用された方は町の俸給に伴ってもらおうというふうなことで、臨時の場合は幾ら頑張っても前に進まないというふうな現状だと思います。特に、役場の学校の用務員さんのことを捉えれば、逆に言えば用務員になる人がいないという今の状態の中で、前は用務員で12万円やそこらしか月給もらえないと、若い人がなったとしても、母ちゃんももらえないからやめたというふうな事例が今まで何件かあったと思います。そういう臨時職員の

対応するのは、確かに行政としては楽な面があると思います。だけれど、それだけ言っていると、なかなか職員採用の場合でも大変なときが来るのではないかと私なりに心配しております。だから、先ほど言ったように、このごろ見直しをして少しずつ上げるようなことを相談して、今はしていますというような報告がありましたが、私はそれでないと、ますます人間というのはいい職員は来ないだろうと思うんです。その辺の値上げ幅、これは年数に応じてすると思うんですが、その辺の実際の姿はどうなっているかをお聞かせ願いたいと思います。

教育次長 平成24年に見直しをして、25年に値上げしてございます。1年目、保育士資格を持っていらっしゃる方で月14万9,800円というふうになっております。短大卒業というふうなことで、保育士資格を持っているというふうな条件です。(発言あり)月額賃金の額です。14万9,800円です。そこから税の控除。

5番 大分見直したような姿でございますが、それが1回それだけ値上げして、後は昇給はないということなのでしょう。逆に言えば、何年に1回は昇給があるんだというならば、臨時職員の皆さん方も働く意欲が出てくると思うんです。ましてや免許を持っているんですから。その辺の考え方はあるのか。

教育次長 1年経験ごとに1日50円上げて、月額を算定してございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 66ページ、2項4目児童福祉施設費の放課後児童対策事業であります。この当初予算の概要の中に内容等あります。小学校の低学年、中学校の学童保育事業ということで、これについて、小学校の場合ですと4年生までというふうな預かりと聞いております。5年、6年になりますと預けられないというふうになっているように聞いております。そういった中で、私のところに困ったというふうなことで相談が来ましたものですから、教育委員会のほうに話をしておりますけれども、子育てをするなら舟形町というふうなことで定住促進、そしてまた中学校までの医療費の無料というふうなことで行っているにもかかわらず、この5年、6年の子供たちについては預かることができないというふうなことが理解に苦しむわけであります。そういった中で、なぜ預かることができないのか、そしてまた、その該当者の親である方々とどのような話を行っているのかお聞きします。

教育次長 今現在、2番委員さんおっしゃるように、4年生までというふうなことで放課後児童クラブは運営してございます。他市町村については有料でやっているわけですが、舟形町は無料で扱っております。今現在、舟形小学校の3階のギャラリーの和室、それから1教室を利用してやっているわけですが、今現在で登録者数60、11月現在の数しかありませんが7名おります。3人臨時の、所長含めましてほか2名で扱っているわけですが、今年度、小学校の児童数が来年度ふえます。教室数も今よりも多く使用するというふうなことで、今現在13クラスあるんですけれども、来年度15クラス予定になっています。今現在、2年生の段階で、

1名関係で2クラスになるか1クラスになるかというふうなことなんですけれども、そういった状況の中で放課後児童のスペースを、先ほど申し上げたスペースになっているのですが、今よりも1クラスふやすというふうなことはちょっと考えられない状況なんです。安全面についても、体育館の下のほうから出入り口にしているんですが、その中で保護者が迎えに来るといふふうなことで、低学年でもあり3階、夏になれば当然活動する場所も外も使ったりというふうなことになります。そういったところで、今の環境の中で対象をふやして、さらにスペース的なところで確保できない状況で、枠を広げて5年生、6年生というふうな考えで4月から走るといふふうなことは、大変リスクを背負ってまでサービスを提供するというのはなかなか無責任な対応の仕方ではないかと。今現在、その話が出たのはことしの年明けてからですので、予算的な対応も時期を逸しているというふうな状況もあり、その方についてはちょっと対応できかねるというふうな回答をさせていただきます。

2番 ただいまの話を聞いていると、できない理由を並べているというふうな感じしか聞こえないのであります。しからば、その該当者の親たちと本当に膝をつき合わせて話し合いを行ったのかというふうなところだと思うんです。その親は、有料でもいいんだよというふうなところまで言っているわけでありまして。やはり、若い世帯でありますので、働きに行かないと食っていけないというふうな状況の中で、せっぱ詰まった状況になっているわけでありまして。そういった中で、もう少し親身に対応していただきたいとか、話し合いをして進めていただきたいというふうな感じを受けるわけでありまして。やっぱり、何とか知恵を出し合えば、私はできるのではないのかなというふうに感じるわけでありまして。絶対できないということはありませんというふうに感じますが、どうでしょうか。

教育次長 今お話で、奥山委員さんから福寿野の方の保護者の方とは、電話でですが話をさせていただきました。ただ、今5年生のいわゆる留守家庭の方の対応だけではなくて、当然その話を考えるときに、小学校6年生のそういった方、もしくは中学生の方もいるかもしれません。そういうふうな話までに特化して話をしないと、今情にほだされてと言ったら大変恐縮なのですが、その対応したときにまた不公平感が出てしまうばかりですので、今福祉のほうでも子育て支援計画を見直しつつあります。アンケートもそろそろ結果が出るんですけれども、そういったものを踏まえて全体的な計画の中で対応していきたいというふうに考えております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。質疑なしと認め、第3款 民生費について質疑、審査を終結いたします。

第4款 衛生費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第4款 衛生費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番 それでは、72ページの7目環境衛生費に関しまして質問します。

一般質問でも申し上げましたけれども、先ほど来の質疑の中でも、長沢小学校跡地に建てようとしたキノコの栽培所の話がありましたけれども、そのときの地域の感情といいますか、やっぱりにおいとかそういうものがあるというふうなことで破談になったというか、そういう経過があるわけです。若あゆ温泉に行くところにも廃堆肥の堆積している場所があるわけですが、置くことは決して悪いことではないと思うんですが、その量ですね。実は近辺の地権者、田んぼつくっている人が大変に困惑をしております。栽培して夏の間にも水路に流れる汚水で手も洗えないと、そういうふうな状況になっております。先般振興課長のほうにもお願いをして、協議もさせてもらったところなんですけれども、そういう公害の監視といいますか、そのことについて町のほうの指導的な考えを伺いたいというふうに思います。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 済みません、その監視体制というのは、今お話にあった紫山のことに限るといことなのか、町全体のといことなのか、ちょっとお聞きしたいんですが。（「どっちでもいいです」の声あり）

では、例えば紫山地区の堆肥の関係につきましてなんですが、この件については、やはり周辺の地権者等からの連絡をいただいて、あるいはあそこは若あゆ温泉の通り道なので、ちょっとにおいがとか見ばえが悪いとかいうふうなお話を聞いておったところです。その件については、何回か堆肥を回収するほうの回収屋さんのほうに話して、改善するよというふうな指導はしておったところです。その結果、早急に改善になったというわけではなくて、同じような状況も多々あるということで、先ほど八畝委員さんがお話になったとおり、その会社のほうと地権者とその関係者とちょっとお話し合いをさせてもらって、雪解け時にもう一度現地確認すると、そして改善内容について詳細に現地でも話してみるというふうな話で、そしてまた、その後何かございましたら産業振興課の私のほうまで連絡していただいていた方がいいですよというふうな話をさせてもらっております。そんなことで、今後ともあの紫山地区については見ていきたいというふうに思っております。

8番 企業誘致という関係からで、優良企業というふうな、この前一般質問でもしましたけれども、項目があります。そういう意味では、ある程度企業モラルというものもきちんと守るべきところは守ってもらうと、そういう姿勢というものが必要なというふうに思うんです。そういう中で、ある程度例えばキリウ山形という工場がありますけれども、それも町の誘致企業ということですが、時折本当に火災かなというぐらいの物すごいばい煙を1時間ぐらい吐き出すときがあります。これだって、別に住民からそういうふうな訴えといいますか、そういうことがないと全然そのままなのかというふうに私はちょっと疑問に思うんです。そういうことをやっぱりきちんと行政としても抑えておく必要があるのかなと。ましてや誘致企業なんで

すから、その辺のことぐらいは指導権限はあるのではないかというふうに思うんです。

それと、若あゆ温泉の堆積場ですけれども、あれは環境三法がありますよね、いわゆる堆肥等の野積みの件ですけれども、環境三法には抵触しないんですか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 キリウの関係なんです、私は前に地域整備課にいて、生活の班長をしていたときに、あそこの粉じんとおの公害調査をした経緯があります。やはりそのときも、今お話になった状況がひどいということで、調査委託をかけて調査したところでした。その結果については、法的に触れる水準には達していないというふうな結果でありました。

次の、紫山のほうに堆肥を野積みというところの件なんです、公害の環境の法的に該当になるのかというふうなもののご質問なんです、きちんとならないとかというふうなところまで調べていませんので、その辺のところも今後どうなのかというふうなことを見ていきたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 70ページお願いします。4款1項5目健康増進事業費、右の71ページの欄の事業の内容で、そのくくりの中の下から5行目、健康増進計画策定業務委託料440万円ございますが、新しい取り組みかと思えますけれども、事業の内容についてお伺いします。

税務福祉課長 健康21舟形という計画書を10年前につくっております。今回その見直しの年になりますので、平成26年度中に健康舟形21第2期計画というものを、調査事業を行いながら策定していく計画のための予算になります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。これをもちまして、第4款 衛生費について質疑、審査を終結いたします。

第5款 労働費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第5款 労働費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番 委託料の内容をお聞きしたいと思います。75ページ。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 緊急雇用対策費委託料の内容につきましては、平成26年度当初予算の概要と、こういうふうなやつを事前に配付されているかと思うんですが、その19ページに詳しく載せてございます。この委託につきましては、町以外のところの組織のところ、雇用について委託して業務に従事してもらうという事業でありまして、今考えて当初予算で計上させてもらっている種類としましては5種類ございます。

もう一つについては、舟形駅のところで物販あるいは観光情報の発信等々の事業を行うとい

うことで、商工会のほうに委託料というふうなことで一つあります。それから、加工施設あるいはそれに伴う若あゆ温泉についての加工施設の試作業等々ということで、加工品マッチング人材育成事業というふうなことで振興公社のほうに委託と、そういうふうなことで、介護とか婚活とかというふうなもの5分類された委託先の内容になっております。

7番 わかりました。臨時職員の採用方法、ハローワーク利用とかいろいろな試験とか導入試験とかあるのですか。その採用方法をお聞きます。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 この雇用については、委託先のほうで求人をつけることになります。対象者については、失業された中でハローワークのほうに求人申し込みをされた方と、それと事業所のほうでハローワークのほうに求人の募集をしていると、そこで合ったところで雇用というふうな形態になります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。質疑なしと認め、第5款 労働費について質疑、審査を終結いたします。

第6款 農林水産業費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第6款 農林水産業費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番 80ページのため池等整備事業費についてお伺いします。

このたびは農村地域防災減災事業として682万円ほど計上しておりますが、これはどのような事業か、その辺からお聞きます。

地域整備課長 県営農村地域防災減災事業負担金ということで、これは県営事業のやつでございます。中身は、大堰地区の農業工作物の応急対策事業としまして大堰の頭首工、それから富田地区県営事業負担金としまして用排水施設等整備事業、これは富田堰の頭首工、それから富田の排水機場のそれぞれの工事業費というふうな形の負担金になります。

5番 わかりました。この事業は、大堰の頭首工という話でしたが、大堰の頭首工は計画によりますと何億円もかかる事業費をお願いしているという話を聞いております。そうした中の調査とかそういうふうな予算になっているのか。また、頭首工の工事そのものの工事のめどというものはどうなっているのか、その辺お聞きます。

地域整備課長 当初、大堰頭首工の全体的な整備改修計画であったわけなんですけれども、それですとかなりの規模の金額が必要であるということで、県のほうで再精査した結果、今回の地域防災減災事業でやったらいいのではないかという話になっております。今の頭首工の堤体そのものを生かしながら、それを補修していくと。そして、下の水たたきの部分についても、あそこは壊れていますので、その辺については完全に直していくという、そういうふうな形の計

画で、今県のほうで検討しているところでございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 80ページの農村環境改善センター管理費の中の、82ページの一番上の工事請負費、これの中身を教えてください。

まちづくり課長 これにつきましては、屋根の塗装並びにさびた部分については一部交換を想定しております。

9番 一般質問等でもこれは大分出たんですが、南部保育所の跡地なんです。いまだかつて舗装を剥いだ集成材みたいなものをまいて固めた程度なんですけど、いろいろな話の中で、地域住民から要望等を聞いて対応するというような話であったのですが、地域の方々は、半分芝生などを植えて、あのグラウンドは水はけがよくてということで、今もナイター等、冬は休んでいるのですが、子供さんたちがたくさん使うんだというようなことで、半分駐車場、半分は芝生等を植えて子供さんたちが遊べるような、というようなことを地域の方々から要望があるわけなのであります。その辺のここに今回載っていないのですが、どの項なのか、当初のお話と大分違ってきて、全然進んでいかないというふうなことであります。あの空き地にいろいろな土砂等を積み上げたりして、その都度質問等をしたんですが、その後どういうふうになったのかお聞きしたいと思います。

総務課長 農村環境改善センターの向かいといいますか隣のほうに保育所がありまして、それを解体して数年がたつわけでありまして。加藤委員さんがおっしゃいますように、当初ちょっと窪地になっておりまして水がたまりやすいということで、そういったことを改善するために事業課のほうにお願いしまして、アスファルトの廃材と簡易的なものでありますけれども、それを敷いていただいたという経過があります。そして、今の段階でもまだ駐車場として使用しているわけですが、これは仮というふうに思っております。グラウンドのほうで、特に子供たちの野球で結構使う頻度が多いということで、前にスペースがなくて県道等に車がちょっと駐車しなければならないという、そういったことも聞いておりましたけれども、そういったことを改善するために、とりあえずは駐車場として今は使わせていただいております。ただ、町のほうでも具体的にそこに上物等の建設等について、今の段階でまだ計画がございませんので、しばらくの間は今のような状態で管理しながら、駐車場の一部として使わせていただきたいと思っております。

9番 地域住民からの要望で、半分芝生を植えろという町内会の会長さんたちのお願いで言っているわけなんです。そのあれは。

総務課長 芝等の敷設につきましても、管理等の面もございまして、そのあたりは早急にできるかどうかちょっとまだ疑問でありますけれども、先ほども何回も同じ繰り返しになりますけれども、当分の間は今のような状態で安全面に配慮しながら駐車場の一部としてとりあえずは

使わせていただきたいと思います。また、具体的な芝等の話がございましたけれども、そこはまた地域の方のほうからいろいろお伺いして、できるかどうかも含めて今後検討していきたいと思えます。

9番 陳情等でいっているわけだな。聞いていませんか。

総務課長 陳情等につきましては、以前は町長はじめ職員が出向きまして、そして各町内さん方と向かい合ってやっておりましたけれども、去年、おとしあたりから文書等で地域の代表の方が来まして、そして町長のほうに文書で手渡していくという、そういった感じで行っているようです。長沢も同じようであります。ただ、各町内のほうからは、今加藤委員さんがおっしゃいましたけれども、そのほかのいろいろな陳情要望等が出ておりますので、緊急性とか、また経済性、効果等も含めて総合的に判断しながら、限られた予算でもありますので、そういった注意等もあると思えますので、今回は何回も言いますけれども、とりあえずは今の状態で管理をさせていただきたいというふうに考えております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 76ページお願いします。6款1項2目農業総務費、右の77ページ、3番の堀内地区生活改善センター管理事業22万2,000円でございますが、これは昨年度までなかったかと思うんですが、この事業というのはどういう事業なのかお伺いします。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 堀内地区生活改善センターの管理事業というふうなことで、今年度の当初予算にはなかったものでございます。ただ、9月でしたか12月でしたか計上させていただいたんですが、これは今年度の当初予算を組む際に、ちょうどこの生活改善センターで今まで学童保育しているというふうな面で、管理がそっちのほうだったり、今年度からそれがなくなるというふうないろいろなものの中で、今年度当初、大変申しわけなかったんですが、旧堀内小学校前にある建物なんですが、堀内地区生活改善センターのこの経費については維持管理費です。これは、今年度当初計上し忘れたというふうなことで、今年度と比較すれば新しく出てきたということなんですが、そういう経緯があつての新しく出てきたということで、ご了承方よろしくお願ひしたいというふうに思えます。

3番 そうしますと、この施設で今まで学童保育をやっておったんですか、実際に。それで、今年度から小学校がこっちに来たので、そこを使わなくなってただ維持管理だけだということなんですか。今まで学童保育をやっていたときのこの維持管理費というのはどこから捻出しておったのですか。

税務福祉課長 24年度まで、堀内小学校ではこの堀内地区生活改善センターを間借りする形で児童館として使っていました。したがって、堀内小学校の子供たち、バス待ちをしているとかそういう時間帯、学童保育的に使用していたために、その係る経費については24年度まで堀内学童保育クラブということで維持管理経費については計上していましたが、先ほど有路が申

上げましたとおり、当初予算でちょっと積み残しがあったがために、補正でいただいて維持管理は産業振興課のほうでしているという状況になります。今回当初では、生活改善センターの維持管理経費を計上させていただいたことになります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番 82ページの担い手支援対策事業費の中で、青年就農給付金として5年間で毎年150万円ずつ青年就農者に出している。これは県の事業のようですが、素晴らしいことだと思います。今までこの件で、現在は何名がこの給付を受けているのか、またこれは5年間、いろいろな成果問題とか何もなくても5年間は支払うのか、その辺をちょっとお聞きしておきます。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 青年就農給付金の関係ですが、これはこのたびの議会の補正予算でも、今年度の精算というふうなことで計上させてもらっているわけなんです。今年度につきましては3名の方が該当になると今のところ計画しております。来年度、この750万円の内容につきましては、5名の方を考えております。5名の方の内訳としましては、5名の方、前期、後期75万円ずつを1年間該当になるというふうなことで考えておまして、1人頭150万円、その5名ということで750万円計上させてもらっております。その5名の中の内訳なんです。今年度の該当するだろうという3名の方と、そしてもう2名につきましては、今年度財産のほうの移譲がおくれたため、今年度該当にならなかったというふうなことの補正予算で説明させていただいたわけなんです。その方2名が平成26年度は大丈夫だろうというふうなことで、5名の方を計上させてもらっております。農業従事して5年間この給付を該当になるということなんです。その中にはいろいろ条件があるんですが、5年間でたしか250万円の農業所得を達成するというふうな目標のもとで、5年間、年間150万円ずつの給付金事業というふうになります。

5番 そうすると、実績があつて初めて継続としてもらえるというんだと思いますが、年齢制限とかそういうものはあるのでしょうか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 年齢制限ございまして、40歳までというふうなことになります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 76ページ、4目農業振興費であります。その中で、賃金、営農推進指導員賃金235万4,000円ということで計上されておりますが、その内容等についてお聞きします。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 この営農推進指導員の賃金の内容なんです。この営農推進指導員につきましては、今年度より配置させていただいて、舟形町の農業振興のほうに従事させていただいております。特に舟形町、これから園芸作物の取り組みを強化すると、していかなければならないというふうなことで、その中心となるのがネギ、ニラ、そのほかにも主要作物等々の園芸作物の推進と、あるいは農政が非常に大きく揺れ動いている中で、農家さんの指

導体制の強化が必要とされております。そういう意味で、舟形町の農業、農政全般の指導的な機能を補完するために、今年度から1名従事していただいて、来年度も今言いました作業に従事していただくというふうに思っております。

2番 そうしますと、現在もその方がおるといふうなことでよろしいんですが、これを引き続き来年度も雇用していくといふうなことでいいということですね。わかりました。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番 84ページの林業振興費についてお伺いします。

林道維持管理委託料としてと、あと林道維持管理補助金として上がっております。この林道維持管理委託料のほうはどこを指すのか、また林道維持管理補助金というものはどういうふうな姿になっているのかお聞きします。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 林道維持管理事業の中の林道維持管理委託料と林道維持管理補助金の違いなんです、この最初の林道維持管理委託料につきましては、舟形町の基幹林道であります国有林地内の林道の草刈り等の整備といふうなことになります。具体的には猿羽根山富田線の林道になります。それと、林道維持管理補助金というのは、舟形町の基幹林道の中で民有林を通るところの補助金といふうになります。具体的には、富田猿羽根山線と長沢山線と後山線、こういうふうになります。

5番 今、林道維持管理委託料の場合は、富田線のことを言ったと思うんですが、これはメートル数としては何メートルぐらいあるのか。また、林道維持管理補助金として、これは3路線のことをやっているということなんですが、維持管理委託料が21万5,000円となっているその差と、実際にこの林道維持管理委託料というのは町ですべき場所なのか、林道組合ですべき箇所なのか、その辺お願いしたいと思います。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 舟形町の基幹林道につきましては、舟形町が管理すべき道路といふうになっております。それで、国有林内を通る延長なんです、先ほど猿羽根山富田線といふうな話をさせてもらったんですが、そのほかに松橋滝の沢線が2本ございまして、大変済みませんでした。松橋滝の沢線につきましては3.8キロ、猿羽根山富田線につきましては1.7キロといふうなことでなっております。この作業単価につきましては、国有林野の委託の作業メートル単価と、補助金、民有林の維持管理の単価につきましては、同額ではなくて、国有林野を通る委託料のほうが多くなってございます。これは、民有林の林道のほうにつきましては、単価につきましては今年度から3割をアップして出させてもらっているといふうなことにはなるんですが、それにしても国有林と比べては低い状況にあります。これは、民有林林道になりますと、自分たちの道路で自分たちが維持管理をしていくといふうな考え方がここに入っているということで、ちょっと差があるんですが、そういうふうなぐあいになっております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 82ページの13目、担い手等支援対策事業の中の83ページ農地集積協力金、ここに700万円計上されておりますが、当然これからの米農業にかけては集積は必要かというふうに思いますが、その集積しようとしている、700万円でやろうとしている面積と、農地中間管理機構の活用をどう考えているのかお聞きします。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 農地集積協力金、この内容なんですけど、この農地集積には2種類ございまして、リタイア、農地集積によって農業を休むというふうな方と、あと経営転換というふうなことで、例えば稲作から園芸作物にかえていくというふうな2種類がございまして。その面積なんですけど、これは来年度の集積ぐあいは今からきちんとして予想するようなことも難しいというふうなことで、今年度の実績等を勘案して700万円というふうなことで計上させてもらっております。

農地中間管理機構につきましては、まだ不透明なところもあるんですけど、この農地集積協力金の該当になるには、来年度からはこの農地中間管理機構を通さなければならないというふうな要件があるので、この農地中間管理機構が県のほうに設定されるのが6月ごろと、町のほうに来るのが、ちょっとどこで受けるかというのもまだはっきり決まっていらないんですけど、この辺が時期的にずれるというふうなことがあって、この作業、米政策、農業政策の大転換で、見えない部分も国も県も私たちもあります。極力補助金に該当になるよう対応していきたいというふうに考えております。

2番 去年の実績では、面積はなんぼだったのか。面積をまずお聞きしたい。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 去年は33町歩です。

2番 確かに中間管理機構の体制というのは、なかなかまだ周知されていないところがあるにしても、やはりこれからの米農業を考えていけば、基盤整備等をしながら集積していくのが一番いいわけでありましてけれども、これだと時間がかかるというふうな中で、やはり中間管理機構を利用した集積というのが一番近道だろうというふうに思います。そういったところで、全町にはこの間会議をして話したかと思いますが、もともとやっぱりこの制度については普及を進めるべきというふうに考えます。そういった中で、ぜひともこのようにいい制度ができたので、強力に進めて米農業の効率を高めていただきたいというふうに思います。

委員長 答弁はいいですか。ほかに。

1番 先ほど青年就農給付金の回答に、産業振興課長の答弁で年齢枠はどの位置なのといったときに、40歳と答えたように私は聞こえたんですけども、それは間違いはないでしょうか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 自立自営就農時の年齢が原則45歳未満の新規農業者というふうなことで、大変申しわけありませんでした、45歳未満でございました。

1番 つい1週間ほど前に営農座談会が終わって報告されている書類に、ちゃんとしっかり書い

ているのではないかと思うので、やっぱり40と45は5歳違うから、ちょっと訂正しておいたほうがいいかなと思って言ったわけですが、この事業を補正の段階でもやっぱり該当にならなかったというふうな形の中で、これというのはやっぱり舟形町の農業はこれからどうやっていくのかと、ビジョンづくりをしっかりと、今2番委員が言われたとおりに、中間管理機構というものが7月ごろに立ち上がってくるわけですが、それをしっかりとやはり語り合い、地域をどう今から守っていくのかということをしかりと考えていく時期ではないかと思えます。そういうふうな形の中で、青年就農給付金というものをフルに活用して、それを元手にしっかりと農業経営にやっていきたいという青年を掘り起こして指導していくためにも、先ほど言われました推進委員並びに活気あふれる農業推進機構というものが、しっかりと理解される形の中で実績を上げていただきたいと思うんですけれども、活気あふれる農業推進機構、今後の計画はどのような体制でなっておりますか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 活気あふれる農業推進機構でございます。この体制というのは、これまでの体制をさらに強化するというふうなところもございます。具体的には、今指導員として、指導監と顧問というふうなお二人の方で指導いただいているんですが、具体的には去年の予算と比べまして、賃金のほうが若干増額させてもらっております。この顧問の方につきましては、今までは原則月1回というふうな指導回数が基本となっております。これではなかなかきめ細かな指導が行き届かないというふうなことで、今後は月2回を基本に指導していただきながら、いろいろな農業にチャレンジしていただく機会の指導をしていただくというふうなことで考えております。そういう内容での取り組みの強化というふうになります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番 先ほどの有路課長の答弁、林道維持管理事業についてですが、考え方がちょっとおかしいのではないかなと思うんです。ということは、民有林林道は町の管轄ではないから下がるんだというふうな話をしました。今、民有林道というのはどうなっているかわかっているんですか。林道を切るときに、町のほうに寄附して、これは町の財産になっております。ましてや今まで、昔だと林道維持管理ということは、金を出してまでも林道を切った昔の時代と、以後は林業の低迷の中でお先真っ暗な今の姿です。そうした中に、維持管理費用として、補助金として私は少ないと、あなたは3割と、増額ぐらいになっているんだという、私は今金の問題を言うのではなくて、物事の見え方、もう少し考えてもらいたいなと思ったわけです。だから、本来ならば町が管理している林道だと私は今の時点では思っています。それを頭から、これは民有林道だから民間で管理するのは当たり前だというふうな物事の見え方はちょっと違うのではないかなと。町に寄附しなければ、町の財産でなければ私はそこまで言いません。ただ、町のものになっているものだから、もう少しあなたがたも勉強して、どっちが本当なのかと、これはなかなかいろいろな異論があると思うんですが、私の考えとしてはそういう考えで今までもっ

てきています。そのかわり、協力体制だけはみんなで協力し合っていますので、その辺もう一回見解をお聞きしたいと思います。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 今、大場委員さんがおっしゃってくださる内容につきましても、そういうものではないと言えるようなものではございません。私も若いとき、長沢山林道の工事の担当にもなっておりましたし、そのときは林道維持組合の方々にはすっかりお世話になって、あの道路ができ上がったわけなんですけど、今話したとおりに、基幹林道につきましては町の管理というふうなことの原則はございます。ただ、先ほど私が話したとおりに、公共性という、こちらが普通の町道等は低いというふうなものではないんですが、受益道路というふうな要素もそこには含まれているというふうなところの考え方もあるかと思えます。林道の一つの目的は、素材生産、木材切り出しするときに生産コストを軽減すると、そして林家さんの収入の安定確保を図るというふうな役割もございますので、そういうふうな考え方の補助金というふうなことに私は考えてございます。

8番 それでは、84ページの16目、活気あふれる農業推進機構事業でありますけれども、ことしで5年目を経過しているわけですけども、ぜひこの事業内容を見直していただきたいというのが結論であります。と言いますのは、やっぱり今国の政策も大規模化、あるいは一大産地化というふうな、よしあしは別としてかじを切っているわけです。その中で、情報提供ぐらいであればいいのですが、余り品目をふやすのはいかなものかなというふうな思えます。先ほど課長の答弁にも、舟形町の重点作物があるわけなんですけれども、できればやっぱりそれを絞って、その規模拡大なり産地化というものを目指すような活気あふれる農業推進機構にしていきたいなというのが私の考えであります。いろいろあると思うんですけども、前に戸沢に研修に行ったときに、戸沢でパプリカの栽培を奨励したことがあります。そのときに、たしか阿部さんという方でしたか、役場の職員ですけども、産地である青森のほうに行って勉強したと、もう営農指導員にも劣らないぐらいの技術と知識を持っていました。そのぐらいの勉強をして接するぐらいの指導でないと、これからの農業というのは育たないのではないかと、いうふうに思うわけです。そういう意味で、ぜひこの事業の見直しをお願いしたいというふうに思えます。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 戸沢のパプリカをずっと担当している阿部さん、私も知っておりまして、すごい熱血で情熱を持った職員と、私も勉強してかくありたいというふうな気持ちもあるんですが、活気あふれる農業推進事業につきましては、私が聞くところによりますと、発足当時農家アンケートで、いろいろな農業に対する期待というふうなものがあつたそうで、その中で主要作物あるいは稲作というふうなものほかに、20万円、30万円の小遣いになるような農業の指導もお願いしたいというふうなアンケート調査の多い数もあつたと。そういうふうなところにも手を差し伸べなくてはと、主要作物あるいは稲作、これは耕作時期、農繁

期というものはあるわけなんです、それだけではなく、それ以外の期間での生産、あるいはこの前も話したのですが、主要作物にいろいろな面で取り組めない方が何をしたらいいのかというふうな、年齢的なところもありますし、そういう方がやりたいというものを提供するというふうな場もあわせて必要かというふうなものの認識をしております。そういう意味で、これから高齢化も進みますし、今話したとおりに集積も進みます。経営転換というふうな内容が多く出てくるかと思えます。そういう中で、幾らかでも収入になるようなものに取り組みたいというときの情報提供というものは、広く手を差し伸べる必要があるというふうな認識をしております。今話した見直しというのも、その取り組みの中でどういう形がいいのかというふうなものも検討していかなければならないというふうに思っております。

8番 情報提供は、先ほども言ったように大変結構だと思うんです。ただ、今特に米づくりに関して大転換期だと言われるような情勢の中で、やっぱり舟形町の基幹産業である農業というものを本当に位置づけていくのであれば、そしてこの活気あふれる農業を推進していくのであれば、やっぱり地道な計算と、さっき言った熱意とか、そういうものもきちんと立ててやっていかないと、産地化というものは目指せないのではないかなというふうに思うんです。それが本当の活気あふれる農業推進ではないかと私は思います。そういう意味では、ぜひ情報提供は結構ですけども、やっぱり一つの基幹産業を育てて、きちんとそれで経営を成り立たせていけると、そういうふうな農業を目指すのであれば、こんな寄り道をしている理由なんてないのではないかと、今の時期そういうふうに思うのですが、いかがですか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 このたびの米政策の大転換で、県では稲作については10町歩年収所得400万円というふうなモデルパターンをとっているようでございます。舟形町におきましても、農地集積を図って、稲作については規模拡大というふうなものは必要かと思えます。それとともに、先ほど話したとおりに、園芸畑作の取り組み、そしてまたどうしても農地を集積、2町歩、1町歩、舟形町の農業者は6割以上の方が2町歩以下の農家さんでございます。幾ら集積といっても、そんなに100%まで進むわけではないので、その方につきましては集落営農等の取り組みも必要になってくるのではないかと、それによって機械化等、あるいは作業等を共同化することによって生産コストを下げっていくというふうな取り組みも必要になるかと思えます。

主要作物の推進につきましては、最上地区の他市町村よりも舟形町の施策はいろいろな面で比較して大きいものがございます。ブランド産地化というものも、ネギ、ニラに今はターゲットを絞って取り組んでもいるのですが、主要作物をないがしろにするような施策はしていなくて、これも推進すると。そして、今話したとおりに、主要作物に取り組めない方にもいろいろな面で指導できる体制も必要だというふうな認識でおります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番 86ページの水産業費についてお伺いします。

きのうの目標というか、いろいろなものの事業名とか資金繰りの面をきのう話し合ったわけですが、その中で、この水産業費の今後の見通しは2億5,000万円ほど計画しているようです。そうした中で、私は毎年何回もこの水産業費、質問しているわけですが、23万円というのを見直しすべきではないかと。今どれぐらい舟形町で水産業に対する経費をかけているんだと、私は水産業に資金をかけてはだめだという意味ではないのですが、余りにも補助体制が強いのではないかというふうな印象を受けております。この間の町長の話によりますと、小国川のこれからの姿をどう考えるかということで、県と舟形町、最上町が合同に今問題提起をしながら相談しているという話を聞きましたが、そんな中で、前々から言っているように、最上町は20万円やそこらしか補助金は出していないと、これはどこの経過からこうなったかわかりませんが、実質には今でもそのとおりだと思うんです。だから、今の産地の育成、小国川のこれからの姿ということを考えて場合に、この23万円というのは、振興事業補助金というのは要らないと私は前々から言っております。そして、最上町との相談の結果、毎回どういう進捗状態だというふうな質問をしてきました。その結果、あるいは最上町と舟形町と県とで話している姿、どのような進捗状況になるのかをお聞きしたいと思います。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 済みません、大場委員、進捗状況というのは補助金のことなんかの産地協議会の事業のこと、どちらのほうで。（「補助金は補助金のことではいろいろな話は話として」の声あり）わかりました。

補助金について、最上町さんと舟形の支援体制が違い過ぎるというふうな指摘については、何か今年度の9月の議会でもちょっと話させてもらった記憶があるのですが、去年の7月か8月ごろの話なのですが、産地協議会の中で最上町さんといろいろ協議する場も多々あったわけなんです、その中で最上町の助役が、舟形町と最上町の補助金の今の支援体制が違うというのは認識していると、何とかしなければならぬと思っているというふうな話を伺ったときがございまして。その話が、来年度の最上町の予算のほうにどういう反映しているかというのは、私はまだ確認していないのですが、その辺の最上町さんとのやりとりはございました。

それから、産地協議会のほうなんです、これは今年度産地協議会を設立して、小国川の水産関係の振興を図っていくというふうな協議で、今まで協議を進めてきておりました。具体的に一番大きい事業につきましては、鮎中間育成施設が水源的に水量が足りないというふうなところが大きいところがございます、また養殖池についても、今8つあるんですが、それでフル稼働して年間6万匹の成魚も生育するとなれば、若干養殖池の数も整備しなければというふうなところがございまして、今年度協議を進めてきておりました。ただ、県とも間に入ってもらって事業計画を詰めているんですが、やはりもう少し事前調査が必要だというふうなところの認識で、来年度26年度の当初の国の事業採択には至らなかったというふうなことで、町の26

年度の当初予算にも計上しておりません。この件については、12月議会で試掘調査250万円の調査費を承認してもらっていたわけなんですけど、その工期がちょうど今の時期です。予定掘削深が50メートルということで、きのうでしたか先週の金曜日でしたか、ちょうど50メートルに達しております。水量、水質については、もう今週中に調査結果が出てくるのかなと、それらの調査結果を総合的に集約して、効率的な無駄のない事業計画をまた協議していきたいというふうに思っております。

委員長 ここで簡潔にお願いします。

5番 今、説明を聞きましたが、ただ私もちょっと聞きたいのが、今小国川漁協で、稚鮎は庄内のほうからか55万匹を持ってきて、中間育成施設、舟形にそっくり持ってきているのか、この間の新聞を見ますと55万匹のようでした、その辺の内訳。また、それに伴って小国川漁協で中間育成施設を使って育てるのが実際は何匹になっているのか、その55万匹のうち。またその中で、小国川に放流する鮎を除いて、どこの会社なり民間にこの小国川の鮎をどこかにやっているのか、その辺。あと、稚鮎を持ってくるときにお金はどうなっているのか、県で全部負担しているのか、その辺もお聞きします。

委員長 ここで暫時休憩いたします。まだ時間までちょっと時間がありますから、暫時ここで休憩をお願いします。

午後2時44分 休憩

午後2時47分 再開

委員長 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 稚鮎の購入先については、庄内の三瀬地区の県の試験場からというふうなことで私は認識しております。稚鮎を幾らで購入しているかというのは、ちょっと押さえておりません。放流するまで1匹1グラムの形で購入しまして、6から7グラムまで成長させて、そして放流というふうなことにしているんですが、今年度の放流につきましては3,800キログラム放流しております。この放流につきましては、3,800キロ分全てではないと聞いているんですが、県のほうから放流事業の補助金というふうなことで、組合のほうに収入があるというふうなことで聞いております。稚鮎のほかに成魚の養殖もしております、今までですと5万匹と、そのうち約2万匹については若鮎祭りのほうで使わせてもらっております、その他の3万匹については鮎釣りのおとり鮎等々で消化しているというふうなところでございます。町としましては、今5万匹の体制でも中間施設のところには水が余り足りないんで、今長尾のほうの池を借りて生産もしております。できれば、理想的な養殖体系となりますと、向屋地区にある中間養殖の施設で集中管理というふうなものも理想かなと。さらに、町で加工施設等の計画もしていますので、もう1万匹の供給体制もお願いしたく思っております、今

度は来年度以降は6万匹をぜひ計画、成魚の生産量に組んでいただきたいというふうな話もしております。（「55万匹稚鮎をつくってよこしている。その成果がどうなっているんだ、はっきりした姿が」の声あり）放流によつての効果ですか。（「55万匹稚鮎を小国川に、こっちによこしているという、新聞にこの間出ていた。だからその55万匹そっくりが小国川漁協で預かって養殖しているのか」の声あり）これは、三瀬からの購入については、回数何回も分けて仕入れします。放流時期も段階的に時期をずらしてしているんですが、これは全て今話した1グラムの稚鮎を中間育成施設、養殖施設に全部持ってきて、全部あそこで稚魚放流の6から7グラムになるまで育てております。（「そっくり55万匹だべ」の声あり）はい、そっくりです。（「すると、さっき聞いたのは、民間業者とか養殖業者はそれを落としているケースがないかということ」の声あり）済みません。そういう話は伺っていないです。（「さっきも言ったけれども、県で稚魚をただでよこしているのか、漁業組合で買って育てるのか、その辺も調べてもらいたいよ。私は知りませんではなくて。あと、もう1点、23万円の姿をどう考えるか」の声あり）

委員長 ここで、3時5分まで休憩いたします。

午後2時51分 休憩

午後3時08分 再開

委員長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

先ほどの有路産業振興課長の答弁の追加答弁の申し出がありますので、発言を許可します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 先ほどの鮎放流の答弁させてもらった内容に、一部訂正と追加をお願いしたいなということです。

一つが、先ほど私、鮎放流事業の実績、今年度は3,800キロほどあるんですが、それに対して県のほうから補助があるというふうな話をさせてもらったんですが、ちょっと確認させていただいたところ、以前はあったというふうなことで、今はないというふうなことの内容でした。あと、大場委員さんから質問で、三瀬からの稚鮎の購入の単価はというふうなことで、1匹当たり8円80銭というふうなことでありました。それから、成魚は5万匹程度育成しているのですが、町外への販売は特にないというふうなことで確認いたしました。済みません、訂正と追加をよろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの説明のとおり、答弁に追加をお願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

5番 有路課長のいろいろな姿で苦労していることはわかります。ただ、私は先ほど来、前の課長のときにも言ったところが、見直しも含めて検討しますというのを前の課長の時代から、これにはいろいろなそういう問題があった事業です。だから、その辺の現在の有路課長の考え方としてそれがいいのか、見直しはないのか、あとはいろいろな今の漁場の管理の中で、最上町

と同じようにして、やはり補助金の差があるということはおかしいというふうなことを私なりに考えてみますと、今の最上町で、鮎だけではなくてマス、あるいはイワナとかニジマスとかいうふうな考えしますと、最上町のほうが補助金は出していないけれども、漁業組合の総会の資料を見ますと、舟形町より金額的にも数量的にも多く放流しています。その辺も参酌しながら、今後の舟形町は最上町に対する一つの同一歩調をとりながら、よりよい河川の小国川にしていきたいなと私なりに考えております。その辺の答弁をお願いしたいと思います。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 この水産関係の支援内容の見直しについてなんですが、先ほど私が話した最上町でも、今の状態はちょっと不自然だというふうな話をする中で、とりあえず来年度、平成26年度の最上町の補助、支援内容について見させてというか、その辺を見てからの判断かなというふうに私自身思っております。そしてまた、2番目の大場委員さんの質問の鮎の稚魚の放流量の話かと思うんですが、大場委員さんおっしゃるとおり、舟形町が約1,900キロ、そしてほぼ同じなんですが、具体的には舟形町が1,895キロ、最上町が1,910キロというふうなことで、微々たるものですが最上町のほうが鮎の稚魚の放流量が多くなっております。これは、最上川全体の鮎の生息状況を鑑みての放流量ということなんですが、具体的には遡上、天然鮎の数量が舟形町に歩どまりする量が、その生育調査の結果、最上町よりも相当濃い状況で天然鮎がいるというふうなことでのバランスの放流の取り組みだというふうなことで伺っております。（「見直しする気があるのか、ないか、それだけ」の声あり）

見直しについては、先ほど話したとおりに、最上町の数字的なものも含めて、あるいは姿勢的なものも聞かせていただいて、必要かどうかを検討していきたいと。今の段階で見直しするかというふうな断言は、ちょっとできかねないというふうに思っております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

1番 16目、85ページ、活気あふれる農業推進機構、先ほどからも何回も質問されておりますけれども、活気あふれる農業推進機構という名を聞けば、一番初めに頭に出てくるのが行者ニンニクかなというふうな形であります。5年目を経過して、ようやくことしは商品として出荷、促成栽培をもって出荷されました。商品の販売状況については、最上町産で前から出しておりますけれども、舟形町産の商品はすこぶるよさそうで、最上町さんに比べて倍以上の値段で取引されて販売されたというふうな実績が出ております。しかしながら、先ほど8番のほうからもありましたけれども、この活気あふれる農業推進事業というふうな形の中で、やっぱり他品目の生産を推進するというふうな形も、それはそれなりの中である位置づけとしては必要性があるかもしれません。やはり、この部分と、もう一つの机を隣り合わせにしている、77ページになりますけれども、営農推進指導員という方が机を並べて業務をしているわけです。ところが、体制的には、片方は課長のもとで働く、もう片方は町長直属の課で働くというようなわけではないだろうけれども、何となくはた目で見ていると融合性がなくて、情報共有がなってい

ないような気がします。今、農業が大転換しようとしている中で、やはりこの推進力というものは不可欠であって、しっかりとした体制でやっていかなければいけないと思います。先ほどの質問したのは、活気あふれる農業推進機構の指導の体制が、今の指導員がやめられるという話を伺っておりますけれども、今後どういう体制でするのかということ为先ほど質問させていただいたわけなんですけれども、その答えがちょっとなかったので、改めてもう一回質問をさせていただきます。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 26年度、来年度につきましては、今年度と同じ体制というふうなものの考え方でいきます。今話した、77ページで主要作物あるいは農政全般を推進してもらっている推進指導員さんと、そして活気あふれる農業推進機構の事務局の指導員として携わっている方と、これは今の体制がそういうことなんです、これも繰り返すようなんですが、来年度も同じような体制で考えております。

個人的に、今いる方が誰になるかというのは、ちょっと人事の関係なものですから、うわさの範疇で話をするわけにはいかないものですから、体制的には今の体制で、それぞれの業務を分担しながら、そっちはそっちだというふうなものではなくて、もちろん協調しながらお互いに知恵を出し合いながら推進していくというふうな考えは変わりありません。

町長 今、1番委員の活気あふれる関係でありますけれども、来年度も今の方が1人おやめになりますので、私もこの連携する大事さがちょっと欠けていたのかなというふうに思っております。したがって、営農指導員と活気あふれる農業推進員、この方が同一步調で、例えば今大規模農地集積をして大規模農家のことを支援する立場もあるだろうし、あるいは小規模経営というものをどういうふうに生産農家に結びつけるかと、あるいは営農指導というふうな面も出てきますので、この営農指導員の方と、活気あふれるといいますか、今までの方を交代して、その方と営農指導員の方が常に連携できるような組織体系に26年度取り組んでまいりたいというふうに思っています。

1番 やっぱりハウスって推進するという形も確かに必要かと思われま。しかしながら、やはりどうすればいいのという形の中で、農地中間管理機構のお話も先ほどありますけれども、今現在やっぱり舟形町の作付不利地、要するに条件整備をしっかり整える必要があると思います。12月の議会のときにも、地域整備課長のほうから、そこに推進に出向く予定であるというふうな話も伺っております。そういう形の中で、やっぱり営農推進員、デスクワークも確かにそうですけれども、各農家に出向いて語って、どういうふうな方向性にして、今の現状の状況を打破して、新しい政策に向かっの基盤づくりをしていくかということの話し合いをしっかりとしてもらような推進の仕方をしていただくことのように、やはり営農推進とこの活気あふれる農業推進機構の推進力を2つ合わせた形の中でやっていくべきではないかと思いま。そういう形の中で、ひとつよろしくお願いま。

町長 6款で農業関係、一般質問が大分ありましたけれども、国の農政も大転換になりましたので、まだ見えない部分も大分あります。その辺を、活気あふれる農業推進機構のお二方は、1人は営農指導の超ベテランでありますので、そういうふうな面も加味しながら、大転換に対応する舟形町の農業のこれからのありようというふうな指導体制なり、当然農協さんとタイアップしないといけませんので、農協さんも米プラスアルファということで、いろいろな作物のシェアを講じております。その辺も町と農協がお互いに連携して、整理するものは整理しながら、大規模農家なりあるいは小規模農家のこれからのありようというふうなもの、集落営農、あるいは新規就農者等を考えながら、この連携していくという大事さがこれからは必要だろうというふうに思いますので、そういう人的な面、組織の面でこれからもまず農協さんとも、あるいは活気あふれる、あるいは農業委員会の皆さんともお話し合いしながら進めてまいりたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。質疑なしと認め、第6款 農林水産業費について質疑、審査を終結いたします。

第7款 商工費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第7款 商工費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番 88ページ、7款1項3目観光物産センター管理費でございます。右のほうの事業内容を見ますと、物産センター所長報酬ということで240万円計上になってございます。先日の全協での説明を伺いますと、運営自体は商工会にお願いするんだということでございますが、所長の雇用だけ町でやって、あと運営は商工会と、ちょっと内容がわからないので、物産センターの運営について詳しく教えていただきたいと思います。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 観光物産センターの所長報酬というふうなもので計上させてもらっているんですが、先ほども全協でもお話しさせていただいたところもあるんですが、観光物産センターめがみにおいては、増築してグレードアップして、今度いろいろな業務に取り組むと、観光情報館、観光情報の発信基地と、あるいは販売、あるいは軽食、あるいはJRの券売、あるいはそこでの地域コミュニティー事業というふうないろいろな取り組みをしていくというふうなことで、その業務そのものについては人手があるので、緊急雇用のほうで商工会のほうに委託するというふうな形態で運用するというふうなことには変わらないんですが、その施設そのもの、あるいはいろいろなそこで運用する取り組みの責任はやはり町であると、最終的な指導的な責任的なものは町にあるというふうなことで、ここで物産センター所長というふうなものの位置づけというふうな計上でございます。

3番 そうしますと、ここで運営をしてさまざま物販なり軽食なりを出して、上がった利益というのは商工会で全部持ってってしまうのですか。町でこのセンター長の経費を出しているの、そこで折半か何かするのですか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 来年度の業務に対する従事者につきましては、緊急雇用創出事業で対応すると。この緊急雇用で従事した事柄から町が収益を得るというものは事業に反するというふうな、事業内容を精査したところそんなところがございました。それで、この物販等あるいは軽食等につきましては、10%なり15%なりの仕入れと販売というふうな利益が出てくるんですが、これにつきましては、先ほど話したコミュニティー事業取り組みでのいろいろな経費、消耗品、あるいは何かの行事で忙しいときに人手が必要になってくると、そういうときの、その収益がある程度あればそこから捻出すると。それから、当初年度なものですから、足りない備品、消耗品あるいはトラブル等があった場合の対応、予備費的なものも必要になってくると、そういうふうな面から運営費、次年度以降にまた反映になるような運営費ということでの活用ということで、平成26年度は対応していきたいと。ただ、この雇用体系が、緊急雇用が皆さんご存じのとおり新しくなって、地域人づくり事業という事業名称なんです、やはりこの事業も1年の雇用形態というふうなことになるので、今の話につきましては、来年度平成26年度の取り組みでの考え方というふうなことになるので、その次年度以降の形態につきましては、またさらに検討していくというふうなことで考えております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 90ページの鮎まつりについてなんです、鮎まつりゲスト派遣業務委託料33万円と、これは何のお金でしょうか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 鮎まつりゲスト派遣業務委託料につきましては、ゲストさんが、このたび土曜日と日曜日というふうなことで計画しておりまして、さらに朝倉さんということで、そのゲストとスタッフの交通費、延べ9名分を見させてもらっております。

9番 これは、今言ったスタッフの、付き添いの33万円というやつね。はい。

委員長 ほかにありませんか。

2番 88ページの7款1項3目、観光物産センター関係で、観光物産センターの所長報酬の関係で、具体的に所長は決まっているのかどうか一つ。もし決まっているようであれば、出せるのであれば名前を出していただきたい。これがだめだとすれば、男なのか女なのか、年齢は何歳なのかぐらいお教え願いたいと思います。

町長 大体予定者は決まっております。男性の方であります。年齢は60ですか。

委員長 いいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。質疑なしと認め、第7款 商工費について質疑、審査を終結いた

します。

第8款 土木費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長（朗読、説明省略）

委員長 これより、第8款 土木費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 3目の95ページ、これは、ここにいる委員の皆さんが思っているかと思えますけれども、除雪対策費8,287万5,000円とありますけれども、この前の臨時会でもかなりこの話に関してはもめたわけですが、この数字の予算計上では、今の段階の方法をそのままやっていくことによって余すというふうな感覚はないんですか。それとも、どの位置づけに除雪経費を置いたほうが妥当だというふうな形で考えておりますか。

地域整備課長 1番議員がおっしゃるとおり、委託料5,628万9,000円でございますけれども、この金額については、毎年ここ3年間豪雪等もございまして、1億円近いお金が委託料としてかかっております。それに、今回は委託方法も変えた形になりまして、1時間当たりの単価もアップしているということから、当初予算の5,628万9,000円では、これまでの平均からしましても当然足りないというふうな形になります。この予算については、前回の補正予算でも話になりましたけれども、もっと早目に必要経費を補正するなり、そういうふうな形で対応したかどうかというふうな話もありましたので、委託料が把握できる段階での議会のときに、そういうふうな形で補正をさせていただきたいというふうに考えております。

1番 この前の話では、今回2工区に分けて委託をしましたと。昨年度までは入札は時間帯の賃金の数値で入札がなっていたかと思えます。今回は2工区に分けて、両方合わせると8,000万円なのがしの入札単価ではなかったのかな、こういうふうにこの前は説明を受けたような気がします。ところが、ここは除雪対策全体で8,000万円ですよ。町道の除雪業務委託料だけで5,000万円です。入札価格に対して3,000万円の開きがあるのではないですか。この中でどういうふうにしてやっていくという予算をつけるんですか。恐らく一昨年のような大雪が降ったら、3億円を超えるような形になるのではないですか。もっとしっかりした形の中で予算を組むべきではないでしょうか。町道除雪経費をこれから見積もるときに、やはり何回も言いますが、雪を अच्छ 寄せ、こっち寄せで経費をかけるのではなく、それを人間の力で、水の力で流して消すという方向も、一つ除雪の対策だと思います。しっかりとした計画を提示するべきではないでしょうか。

総務課長 今、佐藤委員さんのほうから、当初の町の町道等の除雪委託料、非常に金額が少額ではないかと、そういった意見がございましたけれども、担当課のほうからの予算要求ですけれども、要求としては1億円を越えた金額で上がっております。当然、佐藤委員おっしゃいますように、2工区やっておりますので、今4,000万円にしても単純で計算しても8,000万円以上になるわけでありまして、雪というのはやっぱり毎年その時期にならないとわからないと

いう不確定要素がございますし、そういった意味では町のほうでも、先ほど来地方交付税、また特別交付税等の話になりましたけれども、そういったことも予算の財源も必要になってまいりますので、そういった状況等を見ながら、担当の課長のほうでもなるべく早目に議会の皆さん方にも提示して、了解のもとで予算の補正をお願いしたいと、そういった趣旨の発言もございましたので、これはあくまでも新年度の予算でありますので、当然雪が降らなかつたらさらにこの金額が余る可能性もございますし、当然また降れば新たに予算を追加しなければならないという、そういった見通しになることもございますので、要求としては各課のほうからたくさんの方が要求がありますけれども、やっぱり財政の健全財政ということもありますし、また人件費も年々かさんでまいりますので、そういった事業に対して財政のほうでも厳しく査定させていただいておりますので、その辺の事情もよろしくお願ひしたいと思いますし、佐藤委員のおっしゃることも私はよく理解しておりますので、あくまでも担当のほうからは1億円ちょっとの金額の要求がございましたので、そこだけのご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 ただいまの除雪の関係ですけれども、総務課長の答弁がちょっとおかしいのではないのかなというふうに思います。ことしこれだけ少ないにもかかわらず、1億3,000万円程度かかるといっているわけでありまして。そういった中で、今回5,332万5,000円という業務委託料しかとっていないというふうなことは、この予算全体が非常に信憑性に欠ける予算ではないのかなと。やはり、最低でも1億円程度はとった上でのこの予算措置をしておかなければ、この予算の意味というのが出てこないというふうに私は感じます。そういった中で、今後この除雪体制のあり方、補正予算の段階では委託がいいのか、直営がいいのか見直しを行うというふうな話もあったわけでありましてけれども、この辺について今後どういうふうな検討をしていくのかというふうなことと、この予算措置では全然足りないというふうに感じます。

総務課長 これは予算でありますので、その立場のちょっと考え方が当然違ってもいいのかなと思いますけれども、例えばことしは少雪年次、誰が見ても少雪年次でありますし、除雪回数等を見ても、いつもよりも非常に少ないような感じがいたします。ですけれども、年々住環境がありますとか、また今まで雪を堆雪場所といいますか、無償で春までそのままでいいですよとか、そういうところがありましたけれども、今はいろいろな事情でそこに雪を置かないでくださいと、そういったのも年々ふえてきております。国道を見てもわかると思いますけれども、自分のところに縄を張って、テープを張って、そこに雪を捨てないでくださいという箇所が結構舟形から新庄に行く間でも三、四カ所ございます。当然、町内におきまして、今まで全て無償でお互いさまということでそこに置いて、もしかしたら春先まで雪が解けるまで置いた場合もありますし、また田んぼとか畑の場合ですと排雪作業が今までやっておりましたけれども、あの農道の開設とかやっておりましたけれども、今は常日ごろから少したまると、町に毎日のよ

うに電話が来るわけですから、雪をどけてくださいと。当然担当者からすれば、町民からのそういった要望にある程度応えていかなければならないということがありまして、そういった回数が非常に多くなってきております。ですから、1回出動しますと、ダンプカーとか重機とかそういったものが莫大な金額になってきております。なぜ少雪のときにこんなに経費がかかるんだというのは当然思うと思いますけれども、その中身について我々もきちんと検証していかなければならないと思いますし、また町内会長さんを通じて、町民一人一人がちょっと我慢するところは我慢していかないと、2億円あっても3億円あっても予算は足りないような気がいたします。そこで、やっぱり大切な財源でもありますので、全町民がまた除雪に対して同じような方向で、ちょっと我慢できること、また自分たちでやれることはやっていかないと、これがどどんうなぎ登り的になると思いますので、どこかで歯どめをかけていかなければならないということもありますし、そういった意味で、財政のほうでは予算をつけるのは簡単にできるわけでありましてけれども、そうではなくて、もう一回見直して町民みんなで除雪のあり方というのを考えていきませんか、歯どめがかからないということもありますので、そういった意味では1億円ちょっと予算ありましたけれども、ほかの課でもいろいろな要求がありますけれども、歳入等をかたく見積もった関係で5,300万円というその委託料をここで計上させていただきましたので、本当に委員の皆さんにおきましてはこれで足りるかということがあると思いますけれども、そこはその都度ちゃんと内情等を説明いたしまして、補正等でまたお願いする場面もあるのかなと思いますけれども、そういった除雪事業のご理解のほうをひとつよろしくお願ひしたいと思います。（「体制の見直しは」の声あり）

今回いろいろな事情がありまして、前の課長のときからも見直すように言われまして、直営方式がいいのかとかいろいろあったわけでありましてけれども、とりあえず今回2工区にして東西に分けて、その重機をお互いに有効活用して、時間があいたときにはそっちを助けていくとか、お互いにやっていきましょうということをやったわけでありましてけれども、前回の矢野課長の答弁にもありましたけれども、なかなかその業者の間でそれがスムーズに機能しなかったというのが大きな反省点にあると思いますし、ただA社、B社が責任持って請け負ったわけでありまして、その業者としての責任もあると思います。町民の皆さんからすれば、役場に電話したほうが非常に都合がいいということで直に来ますけれども、あくまでもその請け負った会社が、町民と面と向かってきちんと対応していかないと、こういった結果にもなるおそれがあるのではないかなと思いますので、そこはきちんと担当課のほうから行政指導といいますか、町でやるもの、業者でやるもの、そこをきちんとわきまえていきませんか、行政ですから言われると出ざるを得ないというのがあります、特に土曜日、日曜日、何で天気がいいのに出ているんだとよく電話をいただきますけれども、それも勝手に出ているわけではなくて、そういった要望なりが担当のほうにどどんう入っているということで、出ざるを得ないということもご

理解のほうひとつよろしくお願ひしたいと思います。

また、体制につきましては、舟形町でも直営でやったこともありますし、今でも金山町さんのほうでもやっておりますので、そういったことも参考にしながら検討を町全体としてさせていただきますけれども、今回2工区にやったばかりですので、その検証もこれから必要ではないかなと思いますので、そういったことも踏まえて全体的な検討をさせていただきたいなと思います。

2番 ただいまの総務課長の答弁ですと、町民の要求が年々エスカレートしていくからふえる、ふえる中で片方この予算上では減らす、非常に矛盾しているように感じるわけであります。5,300万円という数字が、はっきりいってことしが1億3,000万円ぐらいかかると言っているにもかかわらず5,300万円というのは、予算上本当にいいのだろうか。ましてやことしのような雪が少ない中で1億3,000万円、これが予算の中で1億円ぐらいの予算措置であれば納得もできるとは思いますけれども、最初から補正ありきで組んでいるというのが、ちょっとこの予算自体が甘いのではないのかなという感じがしたものですから質問したようなところですね。そういったところで、これでよいというふうな確信のもとに今回提示したということでしょうね。

総務課長 先ほどもお話ししましたけれども、総務課長の査定、それから当然町長査定も行っていきますし、また担当課長等の話も十分に聞きながら、そして歳入をもって予算を作成するわけでありますので、そういった意味では除雪費だけではなくて、ほかの課のいろいろな事業についても少し我慢をさせていただいているということもご理解を願いたいなと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。質疑なしと認め、第8款 土木費について質疑、審査を終結いたします。

皆さんにお諮りします。会議を1時間延長したいと思います。1時間延長することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、1時間延長させていただきます。

第9款 消防費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第9款 消防費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番 98ページ、9款1項1目、99ページの右の方でございますが、消防団員報酬728万8,000円計上になってございます。昨年度と大体同額のようにございますが、午前中9番委員からも交付税の話がございましたけれども、先日山形新聞のほうに載っておった記事がございまして、各自治体に交付税という形で消防団員1人当たり3万6,500円、1回出勤当たり7,000円の換算

で交付税を交付しているというふうな新聞報道がございました。この中身、本町の内容を見ますと、前確認したところによると、720なにがしは1人当たり1万3,000円だと、そのほかに一律一定額で分団のほうに配付しているというふうなことでございますが、一律配付した分も加味しましても、単純計算しますと1万7,000円しかないわけでございます。国が考えている1人当たり3万6,000円、1回出動7,000円から大きくかけ離れております。現在団員が減少しているというふうな話も聞いてございます。この団員の減少を食いとめるためにも、金では解決できないかもしれませんけれども、この辺の1人当たりの報酬額の見直しとか、そのあたり考えてございませつか。

総務課長 現在、消防団員数でありますけれども、4月1日現在で409名いますけれども、定数が500名となっております。舟形町だけではなくて、どこの市町村の消防団におきましても団員数が減少している傾向にございます。当然、若い方が年々少なくなっているということもありますし、また仕事等の関係で、以前はほとんど農家の方が中心でしたので、地域に若い方がいらっしゃいますので、その方が全て消防団員という時代もあったわけでありまして、今いろいろな仕事等の関係で遠くまで行かなければならないとか、また夜勤等があったりしまして、なかなか消防団に入るなり手がいないというのも現状ではないかなと思います。そして、団員等の手当というふうにありましたけれども、団員が今1万3,000円という話がございましたけれども、これは一番下の団員が1万3,000円でございます。そして、町のほうで手当をずっと1年間の報酬という形で支給させていただいているわけでありまして、団長さんの手当が15万5,000円、副団長さんが8万3,000円、分団長さんが5万5,000円、副分団長さんが4万1,000円、部長さんが3万3,000円、班長さんが2万3,000円、団員の方が1万3,000円となっているわけです。当然、地方交付税のほうではいろいろな算定に基づきましてお金が来ておりますし、また町のほうでも退職手当等、次のページにございますけれども、1,000万円近く負担金としてお支払いしておりますし、それ以外で消防団の福祉共済制度ということで、団員の皆さんが火災活動とかそういったところで、それ以外での負傷とか、また病気とか、また死亡とされた場合でも、その共済制度のほうでの補填も考えております。ですから、一概にその金額だけで言えないと思います。確かに舟形町の場合は、出動手当というのは出しておりません。市町村においては出動手当1回幾らというふうに出しているところもございますけれども、町のほうではこれまで出したことがございませつか。そのかわりと言ってはなんですけれども、退職するときに基準の退職手当に、町のほうで若干ではありますけれどもちょっと上積みを見せていただいているということでございます。以上です。

3番 ちょっと私勘違いしておった部分もあるかと思いますが、そうしますと、この72万8,000円というのは団員の方、先ほど上のほうから団長さんから15万円ありましたけれども、全てその団員の方に報酬としてお支払いしようとする額が72万8,000円ということなんですか。

総務課長 そうです。団長さん以下団員までの手当、下半期と上半期2回に分けて支払いしていますけれども、これが各部の会計のほうに直接入るようになっております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 どなたも言わないので私から。100ページ、2目の消防設備費でございますが、自動車購入費750万円、26年度は州崎と横山地区に消防自動車を購入するという話でございます。25年度の予算で、富田地区に消防自動車を配備するということでございますが、もう25年終わろうとしているんですが、まだ車が来ないということで、団員の方からいつ来るんだという話もございます。その辺りの見通しについてお伺いします。

総務課長 25年度につきましては、本当に遅くなって大変皆さんにご迷惑をかけておりますけれども、間もなく納入になるようになっております。7月の発注だったわけでありましてけれども、大体4カ月から5カ月ぐらいはかかると言われたわけですが、車両購入してそれを消防用に改造していくということもありまして、発注時期が7月だったということでちょっと遅くなって、関係者の皆さん方にご不便をおかけいたしましたけれども、間もなく納入になる予定であります。また、新年度でも7分団の13部、州崎・横山地区のほうにも予定しておりますので、新年度に入りましたら早目に発注しまして、5カ月前後かかるというのを想定しながら早目に発注をさせていただきたいと思っております。

3番 間もなくというのは、年度内に入るとということで団員の方に話をしてよろしいですか。

総務課長 ちょっと日にちはあれですけれども、すぐ、18日でしたか、3月中には全部入りますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。質疑なしと認め、第9款 消防費について質疑、審査を終結いたします。

本日の審査はここまでとします。明日12日は午前10時より開会します。

本日はこれで散会といたします。ご苦労さまでした。

午後3時56分 散会

平成26年予算審査特別委員会第3日目

平成26年3月12日(水)

出席委員(9名)

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 敏 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	

欠席委員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	会計管理者 矢作 めぐみ
総務課長 高橋 剛	総務課財政管財班長 小野 芳喜
まちづくり課長 中山 進	代表監査委員 林 恭司
税務福祉課長 高橋 明彦	監査事務局長 沼澤 繁夫
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教育 長 齊藤 涉
地域整備課長 矢野 正	教育次長 伊藤 幸一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 沼澤 繁夫	主 任 大場 由美子
--------------	------------

本日の会議に付した事件

- 議案第25号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
- 議案第26号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第27号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第28号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第29号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第30号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第31号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

午前10時01分 開会

委員長 おはようございます。ただいまの出席委員数は9名です。定足数に達しております。ただいまから3日目の予算審査特別委員会を開きます。

議案第25号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

委員長 最初に、第10款 教育費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第10款 教育費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番 それでは、104ページの事務局費の中のヴィーナスプラン交付金200万円について、ちょっと去年気づかなかったんですけども、またことしも200万円ということで、ヴィーナスプランに対してのこういった補助金なのか質問いたします。

教育次長 ヴィーナスプランについては、舟形町の教育の重点であります3つの力と2つの心、「学力・実践力・意志力」「思いやる心と愛郷心」というふうな3つの力と2つの心を持つ子供の育成というふうなことで目標を掲げております。そういった中で、平成25年度については10のアクションというふうなことで、メディア制限のこととか、あとは読書とか、そういった項目を掲げて頑張っております。そういったものについて、小学校、中学校それぞれ実情に合った教育内容の予算を各学校から計画を上げていただいて助成しているというふうな制度のものであります。

4番 制度そのものはわかりました。実際その小中学校から上がってくる事業というのは、この3つの力と2つの心を養っていくためにこういった実践が行われているのかという、つまり具体的な200万円の使い道、そこのところをもう少し詳しく説明をお願いします。

教育次長 まず、中学校ですけれども、生徒の学力向上、あとは読書の推進、身体的能力の向上というふうなことで、CRTテスト、Q-Uテスト、いわゆる学校、学級の中での人間関係を調査するというふうなテストです。あとは、図書振興関係の予算にも費やしてございます。それから、自立を目指す学びの充実というふうなことで、特別支援の教材、それから校内研修推進スーパーバイザーというふうなことで、先生を呼んで研修というふうな内容にも使ってございます。あと、児童生徒の心身の健全育成の充実に関する事業というふうなことで、キャリア教育の講師の謝金、それから保険学習講師の謝金、あとは体験学習発表用のさまざまな消耗品関係も入ってございます。

それから、小学校については、算数の学力、授業の質の向上というふうなことと、あとは読育推進というふうなことで、これは国語科の読書指導に関する研修の外部講師の招聘、あとはCRT学力検査、特に算数です、あとは教材開発用の参考図書等の予算計上になってございます。あと、自立を目指す学びというふうなことで、予算についてはCRT学力テスト、国語、

社会、理科、ハイパーQ-Uテスト、これについても先ほど中学校でやっている学級での人間関係の調査をするというふうな内容のテストです。

あと、学校教育上必要とされる経費というふうなことで、地域の教材とした総合的な学習に関する和紙づくりや講師の招聘に関する経費、あとは伝統文化に関する教育というふうなことで、太鼓関係の予算です。あと、地域との交流充実というふうなことで、運動会での高齢者や幼児との交流に関する予算、あと学校で畑、花壇での草木栽培の充実のための予算というふうなことで、花、苗、種などの予算を計上してございます。以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 102ページでございます。10款1項2目事務局費、右の103ページの3番目、教育委員会事務局事業で、上から6つ目のいじめ防止対策委員報酬というのが12万円ございますが、新しい取り組みかと思いますが、今毎日のようにマスコミで報道されておりますいじめでございます。この12万円で何ができる、もっとこういうものに力を入れてはどうかと、事業の内容についてお伺いします。

教育次長 昨年ですけれども、いじめ防止対策推進法という法律が制定になりまして、それに基づいて各都道府県でいじめの方針等の検討がなされておりました。今現在、舟形町では各学校でいじめ対策の方針を今月に提出させていただいております。さらにアンケート等も、今全県的なものですが、ここにごございますいじめ防止対策委員報酬につきましては、そのいじめ対策推進法に基づく第28条にあるんですけれども、学校でいじめの調査をする場合の中立的な方を選任して、調査をする方への報酬というふうなことで12万円の報酬を上げてございます。ただ、県のほうで弁護士、精神科医とかいろいろ調査のメンバーが上げられているんですが、その分の町としてそれに加えて合同で調査していただくような形での町の委員の報酬というふうなことで、今回計上させていただいております。

3番 そうしますと、町で選任された特定の方があって、この方にさまざまな分野からの補助があって、町の持ち出しが12万円だということですよ。毎日のように報道になっておまして、最悪の事態にならないように、教育長を先頭にされまして、学校のほうでそういう事故、事件にならないように防止をお願いしたいというところでごございまして、先ほど申し上げましたけれども、金の問題ではないですけれども、もう少し力を入れた取り組みができないのか、そのあたり教育長のお考えがあればよろしくお伺いします。

教育長 まず、このいじめ防止対策の法律ができて、教育委員会と学校に求められているものが大きく、任意のものと必置のものがございまして、それで、学校のほうには、この3月までに基本方針をつくりなさいと、それから対策の組織をつくりなさいというふうなことが義務づけられてございます。

もう一つが、昨年度この法律が施行になりましたものですから、万が一児童のようなことが

起きた場合に、すぐ先ほど申し上げた外部の調査の方々を委嘱して調査するというふうなことが必置でございます。つまり、学校でそういうふうな重大事案が起きた場合は、そういうふうな方々を委嘱してすぐ調べなさいというふうなことでございます。天童の場合、それがなかなか決まらないというふうな状況でございます。それで、この必置のものが教育委員会のほうに求められているわけですが、現在それがもう動き出しておりますが、とりあえず県のほうといろいろな形で協議いたしまして、県のほうの弁護士とかスクールカウンセラーとか医者とか、考えられている方々の協力を得るといふところは了解を得ております。つまり、それにプラスして町で考える方、これは学識経験者と考えておりますが、これを加えながら、緊急事あればそれに対応していくという今の段階でございます。ですから、何か起きたときはそういった組織で動かなければなりません。

それで、現在そういうふうな動きでございますが、もう一つ、これは必置ではないんですけども、学校では必置の基本方針と、あと組織、そういうふうに対策も含めて出せというふうなことなんです、私どもとしては町としての条例を設置したいと考えてございます。ただ、これは今県のほうでつくっている条例が、まだパブリックコメントを得ている段階でございます、県でもまだ設定になっておりません。それで、それを参照にしないというふうな指導がございまして、それが提示された段階で、町のほうではその条例化に向けて動き出したいというふうに考えております。ですので、早ければ皆様方をお願いして6月ごろの議会あたりに少しまとまった形で提案していきたいというふうに思います。その中で、さまざまな方針、それからお願いする方々、対策、万が一のときにはこういうふうにしたいというものを示しながらやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 114ページの3目の文化財保護費の中で、里帰り展等とそれからレプリカの複数作成費、文化財の意識高揚につながるかと、そういう行事がたくさんあるんですが、町としてこの舟形町から出た国宝なんだよというような、何かやっているのかなという感じがします。ということは、舟形町並びに最上郡内、新庄の駅にも、この縄文の女神が他のテレビ等で放送されますけれども、舟形町から出たんだよというふうなことを放送していますけれども、一步外へ出ると、例えば県、それから東京のほうに出ても、舟形町という字が出てきていないんですね。その辺どういうPRか広告等しているのかちょっとお伺いしたいと思います。

教育次長 きょうの山新のほうにも、県立博物館入館4万5,000人というふうな記事がございました。これをずっと読んでいきますと、確かに9番委員さんがおっしゃるように、舟形町という名前が出てきません。西ノ前というふうなことでなっております。社会教育の文化財保護担当になっている教育委員会としましては、24年、25年と里帰り展を2回やってございます。人員的には、町内の方もいらっしゃいましたが、町外からも随分と多くの方がいらっしゃって

います。24年は3日間開催しまして4,952名、昨年は2日間だけでしたけれども1,404名の入館をいただいております。それに、民俗資料館のほうも縄文展というふうなことで、企画展を里帰り展に合わせてやっております。そちらのほうも、去年の民俗資料館の入場料の決算を見ましても、縄文の女神の企画展をする前については2万5,000円でしたが、一昨年は9万1,960円でした。1,002名の入館者数です。昨年ですけれども、25年度については1,280人ということで、17万円ほどの入館料をいただいております。それだけやはり関心はあるのかなというふうに思っていますけれども、社会教育のほうとしましては、昨年町でも縄文の日というふうな条例も制定して、それに合わせて事業、行事を行っていますけれども、そういった意味では、社会教育面からしていけば、上々とまではいかななくても、縄文の女神というふうなことでの地域の方、それから町外の方を踏まえて、情報の発信というのは成果があったのかなというふうに考えております。

9番 今次長からなる説明してもらったんですが、先月の2月21日、蔵王国体があったわけです。そのときに、その縄文の女神が出ているというのを知っていますか。例えば、入賞者に賞状と、それから1位、2位、3位になった人にレプリカをあげるとか、そこに舟形町という字が1字もないんですよ。全部山形県なんです。テレビ等で見ると、吉村知事もここに我々と同じ縄文の女神の細長いやつを常に胸にしてくれているんです。みんな見ている、すごいなと、東京のほうに行ってもすごいなというのわかるんです。ただ、この舟形というのが全然出てきていないので、ちょっと残念だなというふうな感じがするんです。事実、2月21日蔵王国体があったんですが、私もそこに行ったんですが、縄文の女神というのぼんと表に出ているんですよ。ただ、山形県のものであって、舟形町から出たんだという、例えば里帰り展しても、もっと入場者なりなんなり世に出るのではないかなという感じがするので、できればもう一声、山形県の中でも舟形町から出たんだよというふうなことをできれば発信していただければ、もっと効果があるのではないかなと思います。その辺もう一回お願いします。

教育次長 社会教育の視点として、そういったことを意識していきたいと思います。ただ、社会教育と観光というふうな面では、また違う考え方もあるかと思うんですが、町全体としてやはり西ノ前遺跡の前に舟形町というふうなことを意識できるような、そういったことを注意していきたいと思います。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 観光のほうにおきましても、舟形駅のほうに今度観光情報館が設置されて、そこが観光情報の発信基地というふうなことで、もちろん縄文の整備と猿羽根山、若あゆ温泉、小国川というふうなものに関連して情報発信していくと。さらに、舟形駅のほうの中ホームのほうに、縄文の女神駅というふうな看板も去年から設置させていただいておりますし、プレDC、本番、今度JRの利用者も多くなるというふうなことで、新幹線で素通りする分にはちょっと見つけにくいのかなという気もするんですが、そんなことの取り組み

もしております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

8番 118ページです。西ノ前遺跡周辺の地区整備事業に関しますけれども、今回3,000万円ほどかけて周辺地区の整備をすると、主には道路整備ということのようでありますけれども、今の話になっていますように、縄文の女神の出土地であるという舟形をPRしていくために、ましてや来年度からデスティネーションキャンペーンが始まるわけです。そんな中で今、受け入れ体制は整っているのかなというふうに思うんです。というのは、今でもここが出土地かというふうなことで訪れる方がいるんですけれども、そのときのトイレが全然あそこにはないのかなというふうに思うんです。これから何年かかけてそこを整備するのはいいんですけれども、来る方は今でも来ているわけです。そんな意味で、やっぱり安心してあそこを見学して散策してもらうためには、そういう配慮も必要かなというふうに思うんです。ぜひともそれを早急に設置すべきではないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

まちづくり課長 今うちのほうで計画を立てておりますけれども、今現在トイレがございませんけれども、完成予想図みたいなものをつくって、そこに来たときに今何もない状態ですので、そういったことでここが出土地だということを表現しているところですが、工事が始まって、そこには当然トイレとか駐車場が必要なもので、それについてトイレもそのところに設置をしたいというふうに一応考えているところです。きのうもちょっと申し上げましたけれども、国の土地にトイレとか駐車場が設置できないことになっているので、底地を確認しながら適正な場所に設置したいというふうに思っています。下のほうにつくるというふうなこともありますけれども、下のほうにつくると合併浄化槽になってしまうと、上のほうにつくれば下水道のほうにつなげるというふうなこともありまして、ちょっとその辺は全体設計の中で今後考えていくというふうに思っております。今現在は、西堀町内会さんのほうのご厚意で、町内会の公民館のトイレを使わせていただいているところです。そういったことで、西堀さんのほうにはご迷惑をおかけしているのですが、そういったところで、まずはきちんとゾーニングをして、イメージ図を実施設計レベルで具現化して、国交省との協議も含めてその辺の配置計画をつくりたいというふうに思っています。

8番 今話が出ましたけれども、西堀町内会でもやっぱりそういう要望が出ているようであります。あそこは土偶の石像もあるわけですが、周辺を見ますと中学校グラウンドですとか公共施設も多いわけです。そういう意味からいっても、あそこに公衆トイレが1つあってもいいのかなというふうに思います。今課長がおっしゃったように、これからの整備の中で計画しているということはわかるんですけれども、やっぱりあそこにそれとは別個に1つ公衆トイレがあっても地理的にもいいのかなというふうに思うので、ぜひ考えていただきたいなというふうに思うわけです。縄文式のトイレというわけにはいかないでしょうから、ぜひ近代的なトイレ

レをお願いしたいというふうに思います。

まちづくり課長 全体的な場所等も含めて、一応検討をしていきたいというふうに思いますが、短いエリアですので、縄文の遺跡地の公園のほうに整備をすればいいのか、そちらのほうに別個に、炎祭の会場のほうに設置すればいいのかというふうなことでは、全体的なところを勘案しながら検討したいというふうに思っています。実は、あそこの炎祭会場の手前のほうに、使われていないようですけれども、ゲートボールコートのところトイレがあるんです。そのトイレがちょっと余りにも、今使われていないので状況が悪いんですが、その辺をきれいにすればいいのか、別個にすればいいのかということも含めて検討してまいりたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 同じような質問になりますけれども、教育委員会からの考え方はわかりました。それから、有路課長のほうからの考え方も、今度新しく舟形の駅にできるわけですから、ということは、これは町と最上管内だけの発信ならわかるんです。私の言っているのは、例えば西ノ前遺跡というふうな字がかかったならば、括弧書きで舟形町というようなことは、例えば県のほうにお願いするとか、そういうのはできないのかまちづくり課長から聞きたいです。簡単をお願いします。

まちづくり課長 うちのほうで、西ノ前検討委員会で県のほうも入っているので、その辺については要望してまいりたいというふうに思います。うちのほうでも、先ほどちょっと答えられなかったんですけども、着ぐるみのめがみちゃんもつくって、いろいろなところに出演、出場しております。そういったことで、舟形町の国宝の女神がいろいろ出るように、それと今バス停を、大変古くなっているのでバス停の時刻表をめがみちゃん形式にかえるということで発注をしております。年度末までめがみちゃんのバス停ができるので、その辺でもいろいろな方々が近くを通った際に、縄文の女神の出土地なんだということがわかるように表現をしたいというふうに思っています。

それから、町の公車のほうにステッカーを張って、役場の公車が動くたびに縄文の女神も動いて歩くことになって、舟形の車だなというふうなことがわかるように今なっているので、その辺いろいろ産業振興課、まちづくり課それから教育委員会と協力して、全体的にいろいろなことをやろうというふうなことでやっていますので、その辺もごらんいただければというふうに思っています。

9番 よろしくお願ひしたいと思ひます。今私が言つたものの一つ、県のほうにしっかりと舟形町というのが出るようにお話ししていただきたいと思ひます。なおかつ、東京のほうでもそのピーナスというふうなものが出れば、当然西ノ前遺跡というのが出るんです、ところがどこにあるかわからないです。括弧書きでもいいですから、舟形町というふうなことを東京のほうでもわ

かるように、ひとつ山形県舟形町というふうなことを強くお願いしたいと思います。

4番 では、同じく118ページの西ノ前遺跡、社会教育費の中に入ってきたわけですが、先日のまちづくり課の課長から答弁ありました、まず補助金を一旦もらっておいて教育委員会のほうに渡したと、こういう言い方だったわけですが、出土してから20年ちょっとになるわけですが、まずほとんど、議会でも口を酸っぱくして遺跡跡地の整備をして観光資源の育成に努めるべきだと随分言ってきたわけですが、ここにきてやっと少しずつ動き出したと、20年ちょっとたつて。まちづくり課でやるのかなと私はずっと思っていたんですが、これが教育委員会に移ったわけです。私からしてみると、突然移ったような印象です。移ったものはもうしょうがないということで、ならばこの教育委員会に移ったメリットを最大限に生かしていかななくてはならないのだろうというふうに思います。

そこで、教育委員会ではこの遺跡地周辺整備事業をどのように今後生かしていくつもりなのかと、教育委員会の考え方、これまた来年どこかの部署にかわるなんていうことになる、今聞く意味がないですから、やっぱり何年も教育委員会で持っていて、そして観光開発なり事業なりを進めていっていただきたいという要望も含めながら、今教育委員会でどういう整備計画を考えているのかなということを質問させていただきます。

教育次長 県と利用検討委員会というふうなことで設置して、まちづくり課が主体になって検討してございます。それには、町の教育委員会も入っております。現場のデザインについてはトレース画で示されてあって、広報でも掲載になっているかと思うんですが、それに基づいた形で事業を実施していくというふうな形で考えておりますが、文化財保護の遺跡地の保存の仕方については、やはり特殊な専門的な整備の仕方というふうなこともございますので、なるだけ今ある地面を動かさずに地形を変えるとすれば、盛り土というふうな形になるかと思うんですが、その辺少し県の埋蔵文化財センターのほうともご指導いただきながら対応していきたいというふうに考えております。

4番 ちょっともう少し、始まったばかりなので具体的な案というのがないのかなという印象ですが、それは私も一般質問をこれからやりながら提案していきたいなと思いますけれども、さらっと社会教育費の中に今度縄文の炎祭実行委員会の報酬費なんかも入っていますよね。そうしますと、今までやっていた炎祭なんかもこういう遺跡地周辺跡地整備と兼ね合わせながら、今度はああいった炎祭も教育委員会でやっていかななくてはならないんだろうなというふうに思うわけです。こういった兼ね合いとかをやっぴり考えながら、逆にちょっと今提案というか、こういう補助金はないのかなと、国が用意している補助金を使いながら、そういった跡地整備あるいはイベント等に使えるような、そういったものを教育委員会担当になったことによってもっと事業を拡大していける、そういったことがないのかなと、調べていないのかなというところを再度質問させていただきます。

教育次長 今回の当初予算につきましては、検討といいますか、今までまちづくり課で計画した分をそのまま教育委員会のほうの予算に計上になっているというふうな形でございます。ただ、条件的に、今後事業を進めていく中でいろいろな補助金の情報とかございますれば、その辺をやっぱり補正対応か何かでしていくというふうには思いますけれども、今現在は、昨年までやってきた町の支援の分を教育委員会のほうで対応していくというふうな形での当初予算の計上になってございます。

まちづくり課長 まず、一つは国の補助金ですが、舟形町の場合は国宝が土偶になっているので、国の補助金というのはなかなか難しいというふうに伺っております。ただ、今回はこういったイベント関係、炎祭イベントには補助金を今のところ申請をしております。補助金の内容が、財団法人の社会振興財団のほうに一応80万円の炎祭関係のイベントの費用というふうなことで上げております。まだ採択は来ておりませんが、一応そういうものにも上げています。それから、先ほどまちづくり課から教育委員会のほうに行くというふうなことでありますが、やはり情報というのは、文化財保護なので教育委員会のほうが、上部団体にしても県にしても国にしても情報が入りやすいというふうなことがあります。そういったことで、教育委員会のほうであればいろいろな情報もありますし、埋蔵文化財センターとのつながりも、里帰り展とかいろいろあって、そちらのほうがいろいろな面で情報が集約されて入ってくると、まちづくり課よりもずっと入ってくるということがあって、そちらのほうがすごく町としてはメリットがあるというふうなことで、そちらのほうに移行するというふうなことでありますので、うちのほうは今回、文部科学省のお金ではなくて国土交通省のほうに頼っているというふうなこともあって、うちの方がいいのだろうというふうになったと思いますので、その辺ご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 今縄文の女神の話になっているので、関連して116ページの里帰りの関係でございますが、前も何回か伺いましたと思いますけれども、里帰りで舟形に来たその女神を山形に返さないというわけにはいかないのでしょうか。舟形にものがなければ、さまざまな施設を整備しても誘客には何もならないと思います。前も私言ったかと思いますが、レプリカがあってもそれを見に来る客数は、先ほど教育次長の話で、猿羽根山の歴史資料館が増員になっているという話がありますけれども、本物がなければやっぱりお客さんは来ないのではないかなど。ですから、今山形県のものになってございますが、舟形から出たということで、絶対に舟形に返してもらえないのか。ちょっと変なことを言うと、お金を出せば戻してもらえるのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

町長 趣旨はわかりますけれども、そもそもこの縄文の女神を発掘したのは県でありますので、まず県の所有物というふうになっておるわけでありまして。これを舟形町に返してほしいという

ふうなことでありますけれども、今21年前のことを考えますと、なぜ舟形町でできなかったのかということ、やっぱりもう一回回顧する必要があるのではないかと。これは、発掘の財源は国土交通省のようでした。ですから、舟形町であろうと、あるいは県であろうと財源は国から出たというふうなことを、やっぱりもう一回回顧しながら、検証しながら対応しなければならないのかなというふうに思います。私も、財源が県で全部出したのかなというふうに思いましたら、全部これは国なんです。ですから、なぜできなかったのかと、これは一つはやっぱり専門の知識の職がいなかったということに尽きるのかなと、いわゆる学芸員なり、あるいは発掘する技術者というか、そういうふうな面で県にお願いしたのかなというふうに思います。ですから、町でこれからいただくというか、県のほうから速やかに譲渡する環境整備というふうなものが、やっぱりこれから必要なのかなと。いわゆる人的な面、あるいはハードの面での、舟形町の博物館的なものを建設して、舟形町でも管理あるいは運営できますよというふうなものが出てこない、なかなか難しいのかなというふうに私は思っています。

3番 町長のご答弁をお伺いしますと、絶対無理ではないようなニュアンスでございますので、環境整備をしながら前向きに検討していただきたいと思います。あわせまして、昨年女神の日を条例で設定しました。まだ盛り上がり足りないのではないかなとっております。全町民がこぞって、この女神の日を忘れないで、その日に子供たちは学校で勉強するなり、そういう意味で制定したわけでございますので、例えば各町内に、全戸に女神の日の何かを、旗みたいなものがありますよね、アンキョウとかで旗をやっているやつ、西掘にいっぱい立てておりますけれども、あれを全戸に配るなり、全体で全町民で盛り上げを図っていくというような取り組みは考えてございませんか。

まちづくり課長 26年度予算の当初予算には、一応計上はしていませんけれども、検討をしたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

4番 では、済みません、しつこいようですが118ページの西ノ前遺跡、要するに私が本当に今一番わからないなと思っているところは、観光物産館は産業振興課で整備をすると、遺跡地周辺だけは教育委員会でやるとか、公衆トイレはどこかの課でやるとか、ではそれを統合した町の活性化なり、そういう大きな範囲の中での遺跡地、縄文の女神というのを中心にしたそういう活性化なり、そういったところを統括している部署はどこなんですか。そこがきちんとした構想を立てていないから、局所的な整備だけに終わってしまって、観光客の誘致なりなんなりをつなげられないのではないかと、そこがもどかしいのでこういう質問になっているわけです。どこがその、教育委員会なんですか、それともまちづくり課なんですか、産業振興課なんですか、そういう全体的な、要するに小林君が言った点と点を結ぶ、その線をつくる、つくるともっとよくなると言っていましたけれども、そういったところを考える部署というのはどこの課

がやるわけですか、これから。

町長 この縄文の女神がまちづくり課でやったというこの裏づけといいますか、これは今4番さんが言ったとおり、観光面もあるし文化財もあるし、その他町内の活性化というふうな面もあるわけです。ただ、まちづくり課というふうなものは、司令塔の役割をしてほしいと、当初でないと、これをまとめている課がないと、あっちもやり、こっちもやりではどうにもならないというふうなことで、まず縄文の女神については、整備については司令塔の役割をまちづくり課でやってほしいということから出発しました。ですから、企画立案をして、社会資本整備事業の国交省の補助金をもらって、そしてソフトの面は完了したわけでありますので、今度は文化財というふうな面では、やはり教育委員会にかなうわけありませんので、教育委員会にやってもらおうと。そこに、観光の有路課長のほうも出てくるわけでありますけれども、これのこれからの総元締めはまちづくり課であろうというふうに思っています。ただ、事業が全てまちづくり課というふうなことはいかなものかと。ですから、文化財は文化財で教育委員会にやってもらおう、それから観光は観光でやってもらおう、その総元締めはまちづくり課でやりましょうという姿勢でこれからも行きます。

4番 今、町長からしっかりと答弁をいただきましたので、それでは今度まちづくり課にぜひ一般質問したいなと思いますけれども、ほかの町に行くと、やっぱり舟形町はいいものがたくさんある、そして非常にいろいろなことを取り組んでいると、よく言われます。よく言われるけれども、それを有効的に組み合わせていないなというのが今の私の実感です。それを統括するのはまちづくり課だと、今町長から答弁いただきましたので、それでは今度、そのまちづくり課がどういった遺跡地整備、あるいは観光物産をどう生かすのか、そしてどういった観光客の誘客に努めていくのか、そういったことをまた再度質問させていただきますので、ぜひそういった大きいところの構想をしっかりとつくっていただきたいなというふうに思います。

町長 今の質問でありますけれども、私が言ったのとちょっと違うと思います。私が言っているのは、観光は観光ですよ。ですから、観光はこれから農商工観連携してやってくださいというふうなことであらかじめ申し上げておりますので、今の質問ですと、観光が主体的にやってもらおうと、総合的な調整、これはまちづくり課と、事業主体がやっぱり教育委員会、あるいは観光課の、これは事業主体です。企画立案するのはまちづくり課という位置づけで、ひとつご理解願いたいなど。事業主体はそれぞれの担当課でやってもらおうというふうにご理解をお願いします。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

8番 それでは、114ページの文化財保護費ですけれども、今の4番委員の内容とも少し似ているかなというふうに思うんですが、ここに文化財保護費として、いわゆる歴史民族の関係と、それから先ほど来出ていますこの縄文の女神関連の事業費が出ているわけですけれども、やっぱ

り一般質問でも申し上げましたように、ほかの歴史文化財なりそういうものを、もう少しクローズアップしてはどうかというふうに思うんです。そういう意味では、今4番委員からもありましたように、点と点ではなくてやっぱり結びつけたような形の文化財をPRといいますか、ひいては町のPRになると思うんですけれども、そういった事業が組めないのかなというふうに思います。

この中に、縄文の女神ストーリーというふうな文面がありますけれども、やっぱり一つの舟形ストーリーと、そういうものも必要なのではないかなというふうに思うんです。一般質問でも申し上げましたけれども、猿羽根峠に関しましては、ここにインターネットの百科事典、ウィキペディアにもきちんと猿羽根峠というふうなことで載っています。ちょっと読み上げますが、山形県尾花沢市と最上郡舟形町の間にある峠であるというふうに載っているわけです。その中にも、町長の答弁にありましたように、松尾芭蕉でありますとか斎藤茂吉と、そういうふうないろいろな歴史上の人物が通ったと、そういうふうな記述があるわけです。それをやっぱりきちんと生かしていくべきではないかなというふうに思うんです。

ついでですけれども一つ、この記述の最後のほうにこういうくだりがあるんです。イギリスの女性旅行家イザベラ・バードに関してですけれども、峠の麓から見た最上川の風景を、日本奥地紀行というふうな著書の中で絶賛し、猿羽根峠自体も立派な並木道を好印象を持って記しているということなんですが、最後に逆に舟形では、家々がみすぼらしく板戸が閉じており陰鬱である、こういうふうな記述になっているんです。町民としては非常に不満なわけですが、そんな意味からも、これだけ有名ないろいろな歴史史料があるものを、ぜひ活用していただきたいというふうに思うわけですが、その辺の見解をお願いしたいと思います。

町長 では、私から総合的にちょっと申し上げますけれども、これは一般質問でも申し上げましたけれども、舟形町の社会資源というふうなものは幾つかあるわけです。若あゆ温泉、猿羽根山あるいは小国川等があるわけでありまして、前も一般質問でも、社会資源なり観光資源というふうな点がたくさんあると、これをどういうふうにリンク、結びつけるかというものが最大の課題であったわけでありまして、おかげさまで、縄文の女神も発掘なりまして、整備もできるということになりますと、その点をいかに有効利用するかと、これは今25年度の観光審議会、今14名でしたか、町外の方も入れて、町外の方の発想というふうなものを入れて今審議されております。これは、8番委員の一般質問ありましたけれども、猿羽根山なりとも有効に結びつけるというふうなことで、農商工観連携の観光のありようを、とにかく審議会の委員の皆さんから答申してくださいと、今答申の事項が15ぐらいあったと思います。これをすぐ実現できるものは実現しますというふうなことで、私は冒頭で委員の皆さんに申し上げております。ですから、その案が出てくれば、早速予算をとって事業化したいと。今、八鍬委員もお話ありましたけれども、教育的な見地から言えば、松尾芭蕉、斎藤茂吉、あるいは羽州街道、イギリ

スのイザベラ・バードさんですか、そういうふうな面、あるいは長沢和紙等があるわけでありますので、それを結びつけるような観光資源というふうなものを、ひとつ審議会のほうに今答申しております。26年度は、それを具体化に向けての答申を私のほうにいただくというふうな段取りになっておりますので、今のご質問の意に沿うて取り組んでまいりたいというふうに思います。

詳しいことは、有路課長、教育委員会のほうから答弁させます。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 観光審議会、今町長から話あったとおりに、通年ですと1～2回ということなのですが、ことし5回実施しております。この猿羽根山の活用につきまして、今話した20項目近い提案の中にも猿羽根山の観光資源の活用というふうな内容がございます。今話した芭蕉、茂吉、あるいは羽州街道、そして太平山、この辺のところを結びつけるようなウォーキングコースとか、あるいは自然に親しむというふうな企画をしていけばいいではないかというふうな内容の提案もございます。その中で猿羽根山公園は、猿羽根山公園の自然をそのまま保護する、生かすと、新たな施設をつくるというふうなものではなくて、今ある環境を大事にするというふうな考え方もございます。そんなことで、今年度は環境整備にも努めたというふうなことにもなるんですが、やはりいろいろなそういうふうな企画、例えばそういうものをめぐるような企画とか、いろいろな企画、提案もあるんですが、それがいつも行政サイドというふうな面も多々あります。それではなくて、町民のほうから、あるいはある組織のほうからというふうなことで、民間のほうからそういう企画が盛り上がってくるというふうなシステムと、そういうふうな盛り上がりも大事にしながら、猿羽根山の活用をしていったらどうかという提案もありますので、今町長から話があったので、来年度これを少しでも具体化して、答申のほうにも載せられるようなものに検討、審議なされていくのだろうなというふうに思っております。

教育長 縄文のストーリーに絡めてご提言ございました。舟形を入れた形のそういったストーリーというふうなことでございます。そういったことも含めて、やはりここにこの女神が登場したというのはいかなる物語があつてのことなのかというあたりを、全国の方々にいろいろ想像していただく、そういうふうなことを第一番目に考えながら募集をかけたいと思います。当然、舟形の方々にとっては、この町の西ノ前から出たわけですので、舟形のこの環境を最大限に生かした形で、そういったものも出てくるのではないかというふうな期待もしていますし、また話もしていくというか、募集の中にもそういった趣旨をしていくべきかなと考えております。

それから、全体的な町の文化財的などところでのかかわりなんですけれども、教育委員会のこの文化財とのかかわり、これは視点を挙げると2つだと思います。一つは、文化財をどう保存するのか。もう一つは、文化財をどう活用していくのかというふうな、この2点でございます。ですので、私たちが考える視点は活用が先にありきではございません。保存をいかにしていく

か、これをまず教育委員会としては考えていかなければならない。ですので、私どもにこれが移ったということは、まずそのスタンスを踏み外してはだめだろうというふうに考えます。その辺のところは、いろいろな方々からお知恵を拝借しながら、どういうふうにして保存していくのか、ということは、これは今後何年間にもわたって考えていかなければならない。その保存を前提に活用をどうしていくかというふうなことが次になる。では、活用ですが、これはやはりさまざまな、例えば観光のほうと協力しながら進めていくというふうなことになると思います。ですので、先ほどいろいろな形でご提言いただいたその文化財、あるいは史跡、そういったものを観光または関係課と協力しながら、活用について考えていくというふうなことのスタンスになるのかと思います。よろしく願いいたします。

8番 前向きな答弁をいただきましたけれども、ぜひそんなふうをお願いしたいなというふうに思います。やっぱり、こんな昔のことというのはなかなかわからないわけですから、舟形に有利なようなストーリーをつくってもいいのではないかなというふうに思うわけです。

今教育長の答弁の中で、保存というふうな話が出ましたけれども、町でもいろいろな指定文化財の保存というふうなことで、補助金も出しているわけですが、例えば松橋の薬師如来、何か先般、町内会、保存会が管理をしているようなのですが、なかなか保存会の方々も高齢になってきて大変だというふうな話も聞いております。この松橋の薬師如来にしても、これは舟形町のホームページですけれども、舟形町の歴史、年表を見ますと西暦807年に堀内、松橋に薬師如来が祭られたという、ここから始まるわけです。いわば舟形町のルーツみたいな存在にもなるというふうに思うんです。先ほど申し上げましたように、この保存ということに関しては、今携わっている方々も大変苦労があるというふうなことです。その辺もぜひ含めて検討をお願いしたいというふうに思います。

教育次長 前にも松橋の薬師如来の保存会の皆様方には、やっぱり高齢化も来てまして、御堂の雪下ろし等についても大変難儀しているというふうなことで、教育委員会のほうから代表の方に連絡をしまして、今補助金があるわけですが、どういう運用の仕方をしているのかというふうなことでお話を伺いつつ、困っていることなんかも伺いました。25年度については、まちづくり課の補助金もいただいているというふうなこともあって、今年度は大丈夫ですというふうなことでしたので、では新年度に向けていろいろ保存の仕方についての話し合いを持って、補助金の見直しも考えましょうというふうな話に今現在なっております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番 113ページの下段、3、青少年育成推進員設置事業についてお伺いします。

さきに、条例、議案第20号で、青少年問題協議会の設置の廃止の条例が可決されました。その提案理由の中で、青少年推進員の役割を終えたと、その仕事を町民会議が引き継いだというふうな形で廃止の条例が出されておりますけれども、今回ここに青少年育成推進員設置事業と

ありますけれども、この内容をお伺いします。

教育次長 私の説明の仕方が悪かったのでしょうか。青少年問題協議会の設置条例については廃止させていただきました。ここにありますのは、青少年育成推進員でございます。これについては、設置規則がございまして、目的を読み上げます。「青少年の健全育成は、地域住民全てが参加する地域ぐるみの活動の展開を通じて初めて十分な効果が期待される。そのため、地域における青少年健全育成運動を推進することを目的として、舟形町青少年育成推進員を置く」というふうになってございます。先般、青少年問題協議会の設置条例の廃止につきましては、青少年の健全育成の環境面における問題点とか、青少年の不良行為等についていろいろ検討した問題協議会でありました。それが、昭和56年に町民会議が誕生し、その後、今申し上げました青少年育成推進員、町長委嘱なんですけれども、設置規則が制定されてございます。そういった中で、青少年問題協議会のほうの運用、活用については、町民会議もしくはこの青少年育成推進員という形で移行になったというふうにご理解いただければと思います。

7番 この青少年育成推進員設置事業は新しく起こした事業ではないということでは理解していいの。この中で、今いろいろ問題になっております学校のいじめ問題、不登校問題、その辺も取り扱う目的としてはあるのですか。

教育次長 設置規則に基づきますと、第2条に任務というものが規定してございます。地域における青少年及び青少年団体の育成指導並びに実態調査、2号に青少年育成町民会議並びに青少年育成地区民会議の組織化及び活動促進、3号に青少年の非行防止及び青少年に有害な環境の浄化、4号に青少年育成関係機関、団体との連絡提携及び実施事業への参加協力というふうな任務内容になってございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 それでは、118ページ、きのうの夜、東北福祉大の生徒さんからの報告を受けたわけであります。その中で感じたのは、我々がさほど感じないようなところ、要するに舟形の資源であったり、人であったり、食べ物であったり、これらのことについて素晴らしい価値があるんだよというふうな話をさせていただきました。これが、町民の方々一人一人がそういうふうなこの地域のすばらしさというものを理解できれば、間違いなく変わってくるというふうに思うわけであります。せっかくこのような大学との連携事業の中でやっているわけですが、これを今後どういうふうな形で町民のほうに波及していくのかお聞きしたいと思います。

教育次長 きょう議員の皆様、2名の方参加いただきましてありがとうございます。この場を借りて御礼申し上げます。

きのうは20名ほどの聴衆者しかございませんでしたが、東北福祉大の大学生の民泊した体験発表でありました。総じて申し上げますと、町民の皆さんがそれぞれ自分の生活の中で、舟形町というものをどういうふうにか町外の方、もしくは町外の方が思っているのかということ直

接感じたのではないかなというふうに思っています。その辺、やはり町が大きい事業をする、観光事業というふうなものも大切ではあると思いますが、やっぱり町民一人一人が舟形をPRできる力を、エネルギーを持っているんだなというふうなきのうは感じたところです。やっぱりそういう意味合いで、受け入れて体験をして、もしくはいろいろなところに連れていって、舟形の風景なり舟形の行事に参加して、そういったことに参加することで人と触れ合って、そこでいろいろないただき物、もしくは食べ物なんかの話もございました。そういった中で感謝が生まれ、そういう中で人と人がつながっていくというふうなことは、やっぱりイベントを見に行くというふうなスタンスではなくて、そこにいる人と交流の中で培うものというふうなものが、初めて日常の中で普通に行われていることが、今住んでいる舟形町の人が、実はこういうふうに大事なものがあったんだというふうな気づきにもなったのではないかなというふうに思います。やはり、社会教育の中では、人と人とをつないでいく、そのつながりの中でさらには地域をつなげていくというふうなことをしていくのが、今の私たちができる社会教育なのかなというふうに担当の中では話しております。

今回の町民への周知につきましては、きのう広報のほうでも取材が来ておりましたので、それと、もしくは3月末に、再来週ですけれども、社会教育委員会がございます。そこでもちょっと話を出して、今年度の事業を紹介しながら、こういったこともというふうなことを周知してまいりたいというふうに思っています。

2番 せっかくあのような説明を受けたわけでありましてけれども、でき得れば中央公民館等でしますと、きのうのような人数しか集まらないというふうなことはありますので、これを希望する集落があるとすれば、その集落の中での発表会といいますか、もしかしたら簡単にもう予約してもいいかと思っておりますけれども、そういうふうなこともやっていくべきではないのかなというふうに感じたわけでありまして。でないと、舟形に住む我々がこの舟形をいいところだというふうな実感を持てない限り、舟形をPRするということはあり得ないというふうに感じるわけでありまして。そういった中で、舟形の歴史、文化、観光資源、あらゆるものを町民一人一人が知っていかなければ、絶対この町は変わっていかないのではないのかなというふうに思いますので、来年度もこの事業をやるとすれば、もう少し工夫して、町民のほうにも周知をお願いしたいなというふうに感じます。

教育次長 今のご意見を参考にして、発表の仕方についてすぐ検討していきたいというふうに思います。ありがとうございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 地区公民館関係については、教育委員会のほうで管理というふうなことでありますので、舟形町の場合、ややもすると地区町内会長を中心とした地域づくりというふうなことが多いわけでありまして。やはり、その中で他地区は公民館を起点にした地域づくりと、要するに公民館

長を中心にした地域づくりというのが非常に多くあります。そういった中で、教育委員会としてのこの地区公民館長なりを活用した地域づくりというふうなものについて、考えがあればお聞きしたいと思います。

教育次長 以前にも同じご質問をいただいた経緯があるかと思えます。公民館長と社会教育委員が一緒の委嘱になってございまして、その会議が今月あるわけですけれども、その中で公民館の活用についての社会教育で行政として何か支援ができることはないのかというふうなことを話し合いする予定でおります。あと、もう一つは、今公民館関係の整備補助金がございます。今年度も5公民館ほど見積もりいただいて予算計上させていただいているのですが、やはり建物によっては、もしくはその集落の人口によっては大変維持管理が難しい時期に来ているというふうな問題もございまして、そういう意味で、同じ規模の建物で地区集落の人口がすごく違う場合もございまして、そういったところで、やっぱり地元の負担というものが大変だんだん格差が生じてきているのかなというふうなことで、教育委員会の中で今検討しております。そういうところも今課題としてありまして、ちょっとまだ方向性が見出せてはいないのですが、今そういったことで問題を整理している段階でございまして。

2番 これまでのこの地域というふうな中での町内会長の責任というふうなことが、余りにも多過ぎるなという感じがするわけでありまして。ぜひとも、やっぱり公民館長というふうなことについても活用しながら、地域づくりというふうなことで進めていただきたいというふうに感じるわけでありまして。そういった中で、公民館長会議の際にでも少し話をさせていただければありがたいというふうに思います。

教育次長 そのように計画したいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 事業の確認だけさせていただきます。112ページの10款4項1目、右の113ページ2番目の社会教育総務事業、上から3つ目、通学合宿協力者報償10万円とございますが、この事業の内容を教えてください。

教育次長 小学校、中学校を対象にするか、その辺あれですけれども、地区の公民館に宿泊して、風呂はもらい湯というふうなことで、地区の方から協力していただいて、いわゆる共同生活的な地区の子供たち、それをやっぱり青少年育成推進員とかもかかわってやっていきたいというふうに、今回新しい試みでございまして。そのための報償費でございまして。

3番 これは新規事業のようでございますが、これは舟形町独自の取り組みで、単費でやるわけですか。これはどこでやろうか、いつやろうかというのはもう既に決まっているわけですか。

教育次長 まだ協力町内というか子供会といいますか、その辺はまだでございまして。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。質疑なしと認め、第10款 教育費について質疑、審査を終結いたします。

第11款 災害復旧費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第11款 災害復旧費の質疑に入ります。何かありませんか。

2番 11款2項1目、公共土木施設災害復旧費の内容ですけれども、舟形太郎野線のり面等復旧工事とありますけれども、これは完成時期はいつごろになる予定なんですか。

地域整備課長 舟形太郎野線につきましては、25年の9月ごろに査定を受けまして、それで500万円ほどの事業費として査定を受けたわけなんですけれども、その後、雨によって再度のり面が崩れてきて、増破した状況になっております。それに基づいて、県と協議をし、どういうふうな対処をしたらいいかということで話を進めていた中で、さまざまな意見が出て、地すべり区域でもあるというふうなことから、県の地すべり対策でもっていけないかなというふうな形で話が進んだ経過もございます。しかしながら、国の査定を受けているものですから、国とも協議をしております。国と協議をした中で、一旦査定を受けているのだから、災害査定として上げるべきではないかというふうなことで、再度災害査定を受けるような形になっております。それで、今現在ボーリング調査なんかをしまして、のり面の推移状況等を確認して、どんな工法が一番適正であるかというふうなことで、今調査を行っている状況であります。今回2,000万円というふうな工事費用を上げておりますけれども、今のところいつごろ発注できるかというふうなことは、まだめどは立っておりません。災害査定もいつごろ来るかというふうなことは、まだ国のほうからも来ていないので、今後の状況を見ながら進めていくというふうな形になります。

2番 回答の内容はわかりますけれども、やっぱり地元住民にとってはかなり支障を来しているわけですので、早期に完成できるように進めていただきたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。質疑なしと認め、第11款 災害復旧費について質疑、審査を終結いたします。

第12款 公債費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第12款 公債費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番 この金額はわかるんですが、利子を見ますと、各金融機関とかによって利子の額は違うと思うんですが、余りにも高過ぎるなというふうな感じがしますが、これがどのようにして10何%の利子がつくのかなと、その説明をお願いしたいと思います。

総務課財政管財班長 ただいまの利子というふうなことのご質問でございますけれども、利子につきましては、借り入れの期間と、それから借り入れの時期等に伴って違いがございますので、一律にどの率というふうなことは、差があるというふうなことは分析していない状況でございます。例えばですけれども、財務省で借り入れしている部分の利率というふうなことになりますけれども、まず24年度の実績ということで回答申し上げたいと思います。これについては0.5%というふうな利率でございます。24年度の実績のうち、市中銀行のほうから借り入れたもの、この実績については0.505%、こういうふうな利率になっています。さらに、財務省のほうから財政融資資金というふうなことで、臨財債のほう起債を起こしている利率なんですけれども、これが0.7%というふうなことで、その起債の内容によっても若干の利率が違ってくるといふことが言える状況でございます。さらに、今年度25年度分の借り入れというふうなことで、臨財債等の融資を受ける際の利率ということで、指定金融機関それから代理指定金融機関のほうに見積もりを発注したところでございますけれども、この最低の利率というふうなことでは0.51%というふうなことで、その都度変化があるというふうなことでご理解をいただきたいと思っております。

5番 その説明はわかりましたが、ただこの元金が4億5,000万円に対し、利子が5,116万円、これ10%、今の話を聞きますと0.5から0.7ぐらいだと。だから、どうしてこのように利子だけが上がってくるのか、その説明をお願いしたいと思います。

総務課財政管財班長 この借り入れの返済額、元金の分と、これに対する利子の分との割合というふうなことで差があるのではないかとというふうなご質問かというふうに思いますけれども、元金のほうにつきましては据置期間等があるというふうなことも考慮に入れていただきながらも、利子分については先ほど申し上げたような理由で、元金と利子との差があるというふうなことをご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。質疑なしと認め、第12款 公債費について質疑、審査を終結いたします。

第13款 予備費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第13款 予備費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。質疑なしと認め、第13款 予備費について質疑、審査を終結いたします。

ここで、13時まで休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時26分 再開

委員長 では、休憩を解いて、また再開させていただきます。申しわけありません。

済みません。第13款審査を終結しましたということを行いましたけれども、そのほかにこれ
もつけ加えさせていただきます。

これで、議案第25号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出予算の審査を終結いたします。

議案第26号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

委員長 続きまして、議案第26号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予
算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。質疑なしと認め、議案第26号 平成26年度舟形町国民健康保険特
別会計事業勘定歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

1時まで休憩します。

午前11時36分 休憩

午後 1時03分 再開

委員長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

議案第27号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 続きまして、議案第27号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算
を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。質疑なしと認め、議案第27号 平成26年度舟形町後期高齢者医療
事業特別会計歳入歳出予算について質疑、審査を終結いたします。

議案第28号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

委員長 議案第28号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長（朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。

4番 それでは、218ページの包括的支援事業費の中で、包括支援センター長報酬というのが、多分ことしから出てきているような感じがするんですけども、間違っていたら済みません。この制度とその長を置いている兼ね合いについて質問いたします。

税務福祉課長 包括支援センターにつきましては、一つは65歳以上の人口比が2,000人の場合は包括支援センターに2名以上資格を有する者、資格と申しますのは社会福祉士、社会福祉主事、それから保健師、看護師もしくは社会福祉関係のケアマネジャーの資格を持っている者ということで、うちの規模であれば、2,000人ぐらいの規模であれば2名の有資格者がいればいいというふうにされています。

現行は、25年度中につきましては、包括支援センターの所長については税務福祉課長が兼務をしてセンター長となっていますけれども、今まで包括支援センターを考えてみますと、保健師については兼務事例、要するに4款の衛生とか何かの兼務事例、それから舟和会から1名、徳州会から1名というケアマネジャーをいただいて、その2人が専属、残りについては兼務事例で事務を遂行してきましたけれども、県の指導監査等がありまして、要するにプロパーで2,000名規模で自立で包括支援センター直営でやっているところについては、そろそろほかの団体から派遣していただくことよりもプロパーでやったほうがいいのではないかという指導もあつたりしまして、今回包括支援センターの見直しをしているところでありますけれども、人事構成についてはまだ明らかになっていませんが、この予算におきましては、包括支援センター長報酬ということで、新たな職として1節の報酬で包括支援センターの設置ということを考えている予算になっております。

4番 そうしますと、この包括支援センター長というのは、役場職員が兼務してなるものではないというふうに見えるわけです、これで240万円のセンター長報酬というのが上がっているわけですから。例えば兼務にもしするとなった場合は、やはりそういった報酬等が二重に支払われるということになるのか、実質的な内容がちょっとまだよくわかりませんが、今のところ、ここに上がっている長は職員ではない方を考えているというような方向性での検討なのでしょうか。

税務福祉課長 25年度中での今の段階での兼務と申し上げましたのは、例えば保健師が1人育休で休んでおりますけれども、3名おります。その3名の中の2名については、地域保健関係の業務と、それから包括支援センターの保健師という資格での兼務ということです。今回、新たに設置する予算になっていますけれども、包括支援センターについては、先ほども申し上げましたように、有資格の者を専属で設置する予算というふうにご理解いただければというふうに

思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

8番 208ページの2款1項、介護サービス等諸費になると思うんですが、何か最近、今介護保険も5期目だと思うんですが、今年度でその5期が終わるわけです。来年度から、この介護保険事業が見直されまして、軽度の介護サービスについては市町村単位で行うと、そういうふうな話があります。それで、26年度の新事業から実施というふうになれば、今年度中にそういった各市町村の介護計画を策定するというふうな話になっているわけですがけれども、今の包括支援センター長の話もありましたけれども、そういった部署というものはことし設けているのでしょうか。

税務福祉課長 委員おっしゃるとおり、介護保険制度は、現在進行中、24年それから25年、26年度については5期介護保険計画に基づいて介護保険制度を遂行しております。27年度からは第6期の介護保険計画になります。したがって、今回の当初予算では、207ページ、1款1項1目の中で、編集業務委託料181万8,000円をとっております。これが、介護保険計画を編集するための委託料となっておりますし、その中で各種委員報酬ということで21万6,000円をとっておりますのも、これは介護保険事業計画を、策定委員会を委嘱して26年度中にいろいろ審議をしてもらう。そして、制度的に介護保険計画をつくり、27年度の第3期に備える考えでおります。

あと、軽度の人についての入所措置とか、いろいろ新聞、マスコミ等で厚労省の介護保険計画の見直しの中でいろいろ出てきているようです。特に軽度といいますか、えんじゅ荘のような特別養護老人ホームについては、介護度3以上の入所とするような情報もありますし、それから先ほど言われました予防措置、要支援の1・2については、各市町村が行うようにという情報もあります。なお、その辺については、まだ明らかになっていない部分もありますし、介護保険計画の6期の中では明らかにしていきたいというふうには考えているところです。以上です。

8番 ここに、10日ほど前の山形新聞の切り抜きがあるんですが、これにも先ほど言ったように、介護保険の軽度者向けサービスも市町村の事業になるが、みずからの裁量が必要であると、地域に合ったやり方を探していかなければならないというふうな記事があります。こうなれば、やっぱり27年度からですから、新年度というか26年度中に策定をする必要があるのではないかというふうに思うわけです。それで今のような質問をしたわけです。それに加えて、もしそうなった場合、今国庫補助金なりでこの介護予防部分はかなりの補助金 coming しているわけですがけれども、これが各町村の自主財源というのが持ち出しになるということになるのか、それとも、そういうふうな財源は余り変わらないけれども内容的な変更になるのか、その辺をお伺いします。

税務福祉課長 全体の計画が、まだ厚労省なり県のほうからおりてきているわけではございませんけれども、第6期の介護保険制度については、27、28、29、特に先ほども申し上げました重度の方だけ入れるということもありますけれども、認知症をどうするかという議論もあるようです。それから、予防介護、要支援1・2について市町村で行うにしても、段階的に27年度中はこの辺まで、28年度中はこの辺まで、29年度中はこの辺までというような段階的な緩和措置も講じられるものかなというふうには考えているところはありますし、もう少し具体的にはっきりした段階でお知らせをしたいと思います。要するに、今要支援1・2につきましても国庫、介護保険料それから国庫補助金、それから県といろいろ負担割合が出てきていますけれども、それも段階的に変わっていくものか、その辺も含めて今後の情報次第でお知らせをしていきたいなというふうに考えています。以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。質疑なしと認め、議案第28号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について質疑、審査を終結いたします。

議案第29号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 議案第29号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。質疑なしと認め、議案第29号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第30号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 議案第30号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番 268ページのコンポストの売払収入のことでお聞きします。今年度は16万円となっておりますが、昨年度は151万円と、どうしてこのように少なくなったのかを説明をお願いします。

地域整備課長 コンポストの売り上げ収入でございますけれども、1袋200円で売っておる状況であります。ここ最近、前は結構数量出たのですけれども、去年あたりから数量が減ってきて

いるような状況にあります。今回16万円というのは、200円の800袋分を見込んで16万円の歳入を置いております。

5番 今の説明を聞いていますと、売れなくなったというふうなことにちょっととられますが、今そういう買う人がなくなったのか、実際は量は相当に出ていると思うのですが、売れなくなったのか、また在庫が、当たり前になれば今までどおりに出るはずなんです、その姿はどうなっているのか、その辺を説明お願いします。

地域整備課長 済みません、先ほどの説明で、24年度は消費税の還付金がありました。その中で、135万円の還付金がありまして、コンポストの売払収入については今年と同じ16万円で見えております。その差が大きかったということです。

1番 このコンポスト事業に関しては、かなり中途半端な事業かなとずっと前から思っておる次第であります。というのは、事業上この集落排水をつくる計画とあわせてやったわけですが、掘内地区のあそこの部分のものだけしかつくりだされていないというふうな形の中で、今現在あそこの機械を利用した場合に、その800袋というのが最大限につくられる数量なのか、その程度でやめているのか、その辺どうなんですか。

地域整備課長 コンポストの材料としまして、各集落排水施設から汚泥を運搬して、掘内の処理場で肥料としてつくっておるわけです。ただ、今回800袋という予算で置いておりますけれども、実際つくる性能としては、それ以上つくれる性能は持っております。ただ、汚泥の運搬もあります。汚泥運搬すれば、それなりにまたお金もかかりますので、そういうふうなコスト上、あと在庫すると、水分が完全に抜けていけませんので、在庫しておくとも水分も出てくるというふうな状況もございますので、ある程度売れるめどを立てて今回は800袋というふうなことで予算を置いておる状況でございます。

1番 いろいろな形の中で、長井市ではありませんけれども、自分のところで出したごみを再利用、再資源化するという形の中で、このコンポスト事業もかなり還元的な形で有効なスタイルで利用されておるわけです。当初は、つくってもなかなか売れないと、かなり押し売りされて利用させてもらった経緯があります。ところが、その数年後だんだん売れ始まって、提供する商品がつかれないから販売できないというふうにならなくなって、今現在山形とか富山のほうからとって利用しているわけですが、できればまだ余裕があるという整備課長のお言葉ですので、ぜひ2,000袋、3,000袋ほどつくって供給していただければ大変ありがたいのですが、もう一度お願いします。

地域整備課長 今1番委員さんから言われたように、2,000袋、3,000袋はちょっと難しいかなというふうに思います。状況としましては、大体1,000袋ぐらいまではつくれるのではないかなというふうには思いますけれども、それ以上はちょっと難しいのではないかなというふうに感じます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

4番 それでは、同じく雑入のコンポスト売払収入で、ちょっと大場委員と関連ありますけれども、今回ことし消費税還付金が入らないこの理由は何なのでしょう。前年例えば何年に一度とか、そういったことで去年は入ってことしは入らないというようなことなのでしょう。ことしが入らない理由を答弁いただきたいと思います。

地域整備課長 24年度の還付については、23年度に納める消費税があったわけなんですけれども、24年度の3月に納める消費税が1カ月ほど遅れてしまったものですから、それで9月に前もって24年度分のやつを一緒に納めているわけです。その多く支払っているというふうな形で、24年度で還付がされたというふうな状況にあります。済みません、25年度です。

4番 では、大体はわかりましたけれども、この還付金が去年あったというのは、例えばことし消費税が少し上がりますよね。そういったことで水道料金の経過措置みたいなものがあったと思います。こういったものに関しても、これはコンポストの売払収入だけに限っての還付金だというふうに思うんですけれども、またそういった形の還付金が今後出てくる可能性があるということなんでしょうか。

地域整備課長 還付金は、公営企業会計に基づいて支払う消費税であります。その分の還付金ということで、先ほど言ったように、23年度ちょっと滞納、支払いが1カ月遅れた分についてのかかわりで、24年度に最初多く支払っているわけです。それで還付が来たというふうな形です。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。質疑なしと認め、議案第30号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第31号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 続きまして、議案第31号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 この公共下水、その前の集落排水もともにそうですけれども、接続されていない件数は現在何件かと、それに対しての指導体制はどうなっているのでしょうか。いろいろにおいがるというふうな形で苦情をいただいている点もありますので、お願いします。

地域整備課長 集落排水、公共下水道、ともに資料を今持ってきていないので、接続件数はちょっとわかりかねます。接続してくださいというふうな指導については、広報等あるいは個別等

のお願いというふうな形でやっているわけなんですけれども、集排については大体ある程度まとまってきているような状況にはあります。ただ、公共下水道につきましては、なかなか単独浄化槽設置している方が結構いるものですから、その辺の方がなかなか接続していないとかございまして、公共下水道については今のところなかなか進歩が見えていないような状況にあります。ただ、広報等でお知らせしながら、できるだけ下水をつないでくださいということでお知らせはしているところでございます。

1番 いろいろな家庭の事情もありながら、合併浄化槽のままである家庭と、合併浄化槽にもなっていないと、なおかつこの公共下水道につながれていない家庭も若干あるのではないかと思います。その中で、やっぱり家庭を訪問していただいて、周りの排水されている水路等々の管理、監視をして確認をしていただいて、できるだけ指導体制を強めてつなげて、環境保全にしっかりとした形の中で指導推進していただければと思いますので、お願いします。

地域整備課長 今1番委員さんが言われたとおりに、ある程度各家庭を全部回るということはできないと思うんですけれども、何かの機会に行ったときに見回しまして、そういうふうな状況があれば、できるだけ早くつないでいただくように指導してまいりたいと思います。

あと、先ほどの質問の中で、接続戸数でありますけれども、接続戸数はちょっとわからないんですけれども、集排の場合、長沢、長者原、富田、堀内というふうな形でございますけれども、平成25年3月31日現在の接続戸数ですけれども、上長沢は141に対して133が接続になっております。長沢で224に対して195が接続になっています。長者原が148対しまして111、富田が124に対して120、堀内が198に対して146というふうな形で、集排については大体接続ができているような状況にあります。公共下水道のほうですけれども、975の戸数に対しまして809というふうな形で、まだ170戸ほど未接続でございます。このような状況から、やっぱり接続していただくような形で、何らかの方法で広報と、またお願いをしてまいりたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。質疑なしと認め、議案第31号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

ここで休憩をします。10分間ですけれども、2時まで休憩します。

午後1時43分 休憩

午後2時00分 再開

委員長 休憩前に復して会議を再開いたします。

ここで、討論についてお諮りいたします。本委員会に付託されました議案第25号から議案第

31号まで7議案を一括して討論することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。よって、本案件につきまして、一括して討論を求めます。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。本委員会に付託されました議案第25号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第26号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第27号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第28号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第29号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第30号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第31号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、以上7議案を予算審査特別委員会として原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

委員長 挙手多数です。よって、7議案は原案のとおり可決されました。

次に、委員長報告の作成についてお諮りします。本委員会の委員長報告作成は委員長に一任していただきたいと思います。ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、よって委員長報告の作成は委員長に一任することに決定しました。

長時間の審査、大変ご苦労さまでした。

以上を持ちまして、一般会計並びに6特別会計予算の質疑、審査を終結します。皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

これをもちまして、平成26年度予算審査特別委員会を閉会いたします。

なお、明日は本会議を午前10時より開会いたします。

これにて散会といたします。どうもご苦労さまでした。

午後2時03分 散会